

住宅セーフティネット法に基づく

居住支援 協議会

について



東京都居住支援協議会

〈令和7年10月〉

目 次

■居住支援協議会ってどんなもの?	01・02
■東京都における居住支援協議会の取組	03
■住宅確保要配慮者の居住支援に必要なサービスのイメージ	04
■住宅確保要配慮者に対する施策	05~07
■東京都居住支援協議会	08
■東京都の指定する居住支援法人の紹介	09~22
■都内の居住支援協議会の紹介	23~37
■居住支援に活用できる様々な制度	38~40
■関係法令・関連制度の紹介	41・42



居住支援協議会ってどんなもの?

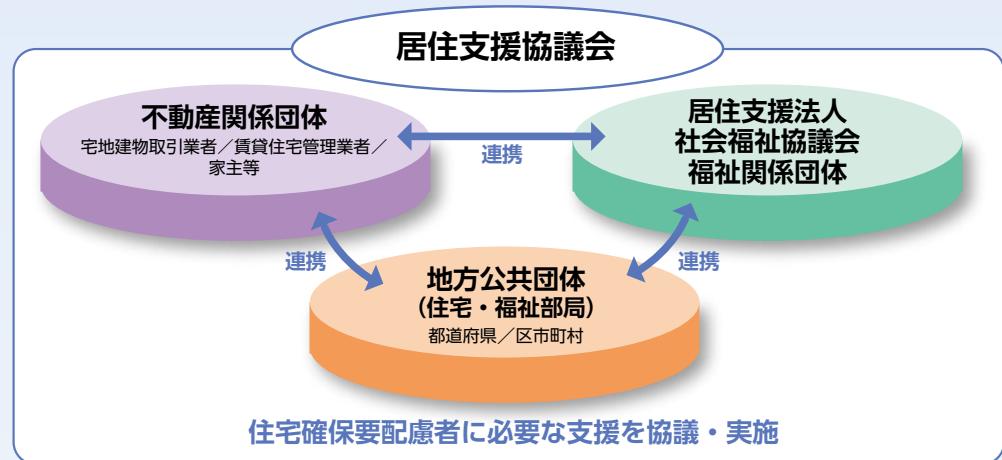


居住支援協議会 とは…

住宅確保要配慮者（低額所得者・被災者・高齢者・障害者・子どもを養育している者など住宅の確保に特に配慮が必要な方々を「住宅確保要配慮者」と言います。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るために、地方公共団体、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織です。

居住支援に関する情報を関係者間で共有し、密接な連携の上で、必要な支援策について協議することで、行政だけでは解決できなかった課題が、地域の団体と行政との協働による取組で解決されることが期待されます。

居住支援協議会については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）第81条に規定されています。



居住支援協議会の活動内容

居住支援協議会では、関係者間で情報交換や協議をしながら様々な活動を行っています。例えば、相談窓口の設置、住宅情報の提供、住民への広報活動、空き家の利活用や入居支援と生活支援を一体化した居住支援の取組など、地方公共団体・居住支援法人・不動産関係団体・福祉関係団体等の間で連携しながら活動しています。

〈一例〉



東京都と区市町村の居住支援協議会の役割

東京都と区市町村の居住支援協議会が適切に役割分担をし、住宅確保要配慮者の居住の安定を図っています。

東京都 居住支援協議会

設立促進
・
活動支援

区市町村の 居住支援協議会

広域的な立場として、区市町村による協議会の設立促進・活動支援や、広く都民への啓発活動などを実施

地域の実情に応じて、住宅確保要配慮者への支援に係る具体的な取組を実施





東京都における居住支援協議会の取組



区市町村の居住支援協議会の設立や活動内容としては、次の5つが考えられます。

① 関係者同士の理解促進

住宅と福祉、行政と民間など、様々な関係者・団体等がお互いの立場を理解し、連携・協働する関係づくりが求められます。

② 協議会の体制づくり

住宅確保要配慮者が円滑に住まいを確保するために、様々な関係者・団体等がそれぞれ得意分野・専門分野を生かし、お互いの活動の隙間を埋めることのできる体制づくりが求められます。

③

相談体制の構築

住宅確保要配慮者の特性に応じて、居住支援は大きく異なります。相談対応に当たっては、必要な情報を一元的に提供できる体制が求められます。

④

住宅確保と情報提供

地域の家主や不動産店の協力を得て、住宅確保要配慮者が入居を拒まれない住宅を確保することと、住宅情報をきめ細かく提供していくことが求められます。

⑤

居住支援サービス

円滑な入居を行うためには、入居時における家賃債務保証や保証人の確保等の入居支援だけでなく、入居後の見守りなどを行う生活支援などの担い手を確保することも欠かせません。

※居住支援協議会の在り方や設立方法を具体的に示した手引が公表されています。





住宅確保要配慮者の居住支援に必要なサービスのイメージ



住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居に当たっては、それぞれの課題や支援ニーズに応じた居住支援を行う必要があります。また、居住支援は入居時だけでなく、入居中や退去時の支援サービスも整えていくことが必要となります。

民間賃貸住宅への入居における課題		住宅確保要配慮者の居住支援に必要なサービスイメージ
住宅確保要配慮者	賃貸人	
適当な住宅が見つからない	賃借人が見つからない (空き家)	①住宅確保要配慮者に対する分かりやすく一元的な情報提供 【内容】入居・住み替えが可能な住宅 (協力している不動産関係団体(協力店))、 利用可能なサービス(居住支援団体)、 雇用・福祉関連施策 【提供方法】HP、相談窓口、相談会等
属性による入居制限		②契約手続サポートサービスの提供 (契約締結時の立会い、生活ルール等の説明)
住宅規模のミスマッチ (高齢者、子育て世帯等)		③家主・協力店・居住支援団体向け研修 ④相談員の人材育成
契約手続が複雑		
保証人等の確保が困難	入居後の家賃滞納等トラブルを懸念	①家賃債務保証への支援 (利用可能な家賃債務保証の情報提供、保証料への助成等) ②緊急連絡先の提供
家賃滞納による明渡し	家賃滞納	①生活保護(住宅扶助)の代理納付 (福祉事務所が、家主等に家賃(共益費を含む)を納付) ②公的賃貸住宅のあっせん (管理者との調整、地域住宅協議会との連携等)
管理に対する不満	トラブル発生 (近隣トラブル、病気、死亡等)	①トラブル防止・対応マニュアルの作成、周知 ②賃貸人・賃借人の双方に対する電話相談、トラブル等の緊急時対応サービス等の提供 ③見守り、生活相談等サービスの提供 ④家主等向け研修、相談員の人材育成(再掲)
突然の体調変化等への不安		
孤立死に対する不安	原状回復を巡るトラブル 身寄りがない場合の対応への懸念(家財整理・残置物処理、葬儀等)	①原状回復ルールの明確化、周知 ②第三者による入退去時の立会い、査定 ③家主等向け研修、相談員の人材育成(再掲) ④家財整理・残置物処理、葬儀代行等のサービスの提供

入居前
(賃貸借契約締結まで)

入居中

退去時





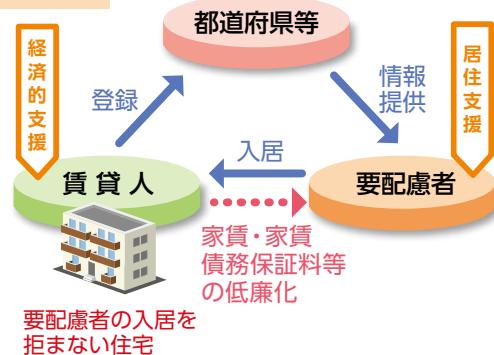
住宅セーフティネット制度の概要〈国(国土交通省・厚生労働省)〉

住宅確保要配慮者が安心して生活を送るために住まいの支援(住宅セーフティネット制度)に関する主な取組は、①セーフティネット住宅の登録制度、②居住サポート住宅の認定制度、③セーフティネット住宅・居住サポート住宅の改修や入居への経済的支援、④地域の居住支援体制の整備から成り立っています。

① セーフティネット住宅の登録制度

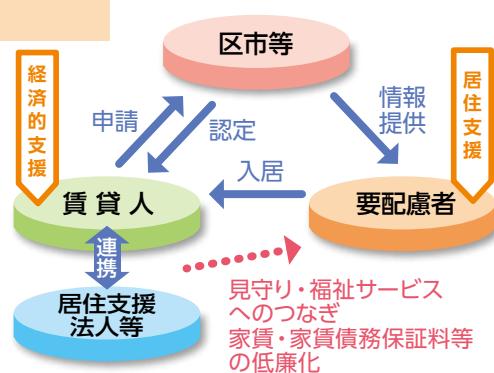
- 賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県・政令市・中核市に登録
 - 登録基準 耐震性能、一定の面積 等

※共同居住型住宅(いわゆるシェアハウス)の面積等の基準も策定
- 都道府県等がセーフティネット住宅の情報開示・賃貸人の指導監督
- 都道府県・区市町村による住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定



② 居住サポート住宅の認定制度

- 居住支援法人等が住宅確保要配慮者のニーズに応じて、①安否確認②見守り③適切な福祉サービスへのつなぎを行う住宅(居住サポート住宅)を福祉事務所設置自治体(区市長。町村においては都知事)が認定
- 居住サポート住宅に入居する住宅確保要配慮者については認定家賃債務保証業者が家賃債務保証を原則引受け
- 生活保護受給者の場合、住宅扶助費及び共益費について代理納付を原則化



③ セーフティネット住宅・居住サポート住宅の改修や入居への経済的支援

- 国と地方公共団体による改修費への補助(一定期間、国の直接補助あり)
 - 補助対象工事: バリアフリー工事、耐震改修工事、用途変更工事等
 - 補助率: 補助金(制度の立上げ期)の場合: 国1/3(国の直接補助)
 - 交付金の場合: 国1/3+地方1/3(地方公共団体が実施する場合の間接補助)
 - 入居者要件等: 入居者収入及び家賃水準(特に補助金の場合)について一定要件あり
- 国と地方公共団体による家賃・家賃債務保証料等の低廉化への補助
 - 補助対象: ①家賃低廉化に要する費用
 - ②入居時の家賃債務保証料等
 - 補助率: 国1/2+地方1/2(地方が実施する場合の間接補助)
 - 入居要件等: 入居者収入及び補助期間について一定要件あり
- 住宅金融支援機構による改修費への融資等

④ 地域の居住支援体制の整備

- 都道府県による居住支援法人の指定
 - 都道府県が家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施するNPO法人等を指定
- 居住支援法人や居住支援協議会による居住支援活動の充実
 - 登録住宅等情報提供・入居相談
- 生活保護受給者の住宅扶助費等の代理納付の推進
 - 代理納付とは: 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと
- 適正に家賃債務保証を行う事業者の登録制度
 - 一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国で登録
- 家賃滞納リスク軽減のための家賃債務保証業者の認定制度
 - 上記登録を受けた家賃債務保証業者等のうち、住宅確保要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者を国が認定
- 居住支援活動の立上げ等に対する補助
 - 居住支援協議会等の居住支援活動等が補助対象

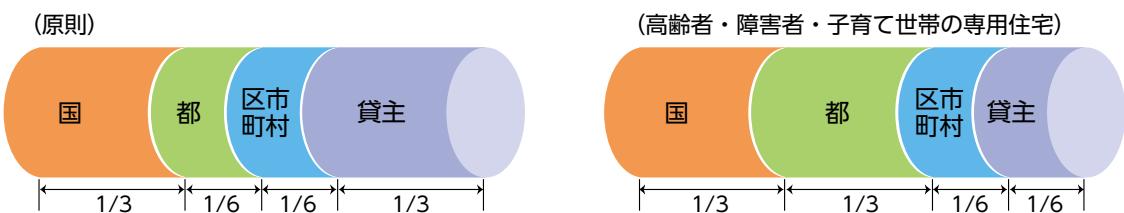
セーフティネット住宅等に関する東京都の取組

東京都は、セーフティネット住宅に「東京ささエール住宅」と愛称をつけ、①セーフティネット住宅の専用住宅の改修等に係る貸主等への補助を行う区市町村に対する財政支援、②東京都独自の補助、③居住支援法人の指定に取り組んでいます。

① 区市町村に対する財政支援

改修費への補助

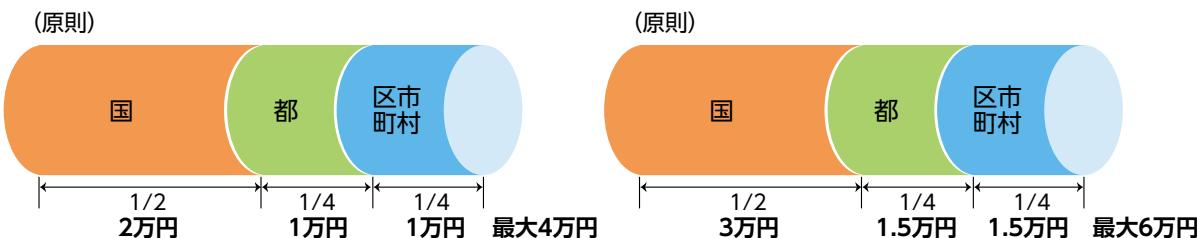
- 区市町村が行う貸主等に対する改修費補助について、地方公共団体負担分の1/2を補助
- 高齢者・障害者・子育て世帯の専用住宅として改修する場合、改修費に係る補助を上乗せ



家賃・家賃債務保証料等低廉化への補助

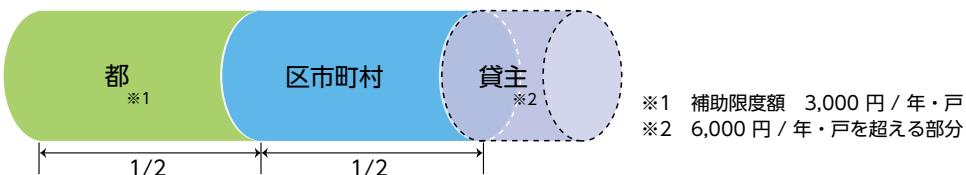
- 区市町村が行う貸主等に対する家賃・家賃債務保証料等の低廉化への補助について、地方公共団体負担分の1/2を補助

【家賃低廉化に要する費用】



少額短期保険等保険料への補助

入居者の死亡に伴い、セーフティネット住宅の貸主等が被る損失（①残存家財整理費用、②居室内修繕費用、③空き家となったことによる逸失家賃の少なくともいざれか）を補償する少額短期保険等保険料について、地方公共団体負担分の1/2を補助



② 東京都独自の補助制度

□登録協力補助（登録協力報奨金）

不動産事業者から貸主への働きかけにより、空き家等が専用住宅に新たに登録された場合、当該貸主及び事業者にそれぞれ1戸当たり5万円の報奨金を交付

□東京ささエール住宅貸主応援事業

専用住宅に新たに登録する場合に耐震改修、バリアフリー改修等の設備改善、見守り機器の設置、少額短期保険等保険料などの費用に対し補助（補助率・上限：①耐震改修5/6・250万円/戸、②設備改善1/2・50万円/戸、③見守り機器設置2/3・4万円/戸、④少額短期保険等保険料2/3・4千円/戸等）

□東京ささエール住宅居住支援法人等応援事業

住宅確保要配慮者向けのサブリース物件として、新たに専用住宅に登録し、住宅の迅速な提供と入居後のきめ細かい生活支援等を行う居住支援法人等に対し、活動費や住宅の管理運営費の一部を2年間補助

③ 居住支援法人の指定

□「東京都住宅確保要配慮者居住支援法人指定基準」を策定

- 居住支援業務に関する法人の活動実績として少なくとも1年以上、適切に実施していること
- 直近の決算書において、原則、債務超過でないなど支援業務を行うために必要な財源が確保されていること等
- 令和7年9月末日現在、56法人を指定

□指定した居住支援法人については、原則として、東京都居住支援協議会の構成員とし、区市町村や不動産団体等との連携により、登録住宅における居住支援の強化を図っています。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進するための施策を総合的かつ効果的に推進していくため、住宅セーフティネット法第5条第1項に規定された都道府県賃貸住宅供給促進計画として「東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」を策定しています。



詳しくは、都のホームページをご確認ください。

この他にも、貸主等に対する支援をご用意しています。

詳しくは、都のホームページをご確認ください。



セーフティネット住宅の登録・居住サポート住宅の認定制度

手続は原則として電子申請で、申請手数料は無料です。

登録・認定基準や手続方法など詳しくは、東京都住宅政策本部ホームページをご確認ください。

（区市の区域における居住サポート住宅の申請については、当該区市にお問合せください。）

また、登録・認定された物件の情報は、セーフティネット住宅情報提供システム・居住サポート住宅情報提供システムでご覧いただけます。

東京都住宅政策本部
ホームページ >>>



セーフティネット
住宅情報提供システム >>>



居住サポート住宅
情報提供システム >>>





住宅確保要配慮者に対して、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行うためには、区市町村が居住支援協議会を設立し、取り組むことが重要です。

東京都居住支援協議会は平成26年度に設立され、下記の取組を実施し、区市町村居住支援協議会の設立・活動を支援しています。



〈東京都居住支援協議会の取組〉



区市町村に向けたセミナーの開催

他の居住支援協議会の取組事例など、協議会設立の参考となる情報の提供



不動産団体・居住支援団体に向けたセミナーの開催

学識経験者の講演、居住支援を行う団体の活動内容の紹介など、地域での居住支援に資する情報の提供



居住支援協議会の紹介リーフレットの作成・配布

都内居住支援協議会・居住支援法人の活動内容や居住支援に関わる事業の紹介

東京都居住支援協議会構成員

- (公社) 東京都宅地建物取引業協会
- (公社) 全日本不動産協会東京都本部
- (公社) 東京共同住宅協会
- (NPO) 日本地主家主協会
- (公財) 日本賃貸住宅管理協会
- (一財) 高齢者住宅財団
- (社福) 東京都社会福祉協議会
- (公財) 東京都防災・建築まちづくりセンター
- (独法) 都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
- 東京都住宅供給公社
- 東京都 (住宅政策本部、福祉局)

東京都の指定する居住支援法人

東京都の指定する居住支援法人 (56法人)

- 1 ホームネット(株)
- 2 (NPO)市民福祉団体全国協議会
- 4 (社福)悠久会
- 7 (一社)ささえる手
- 8 労働者協同組合労協センター事業団
- 9 (NPO)コレクティブハウジング社
- 10 (株)こたつ生活介護
- 11 (NPO)せたがや福祉サポートセンター
- 13 生活クラブ生活協同組合
- 14 (一社)ビーンズ
- 15 (NPO)東京ソテリア
- 16 (公財)日本賃貸住宅管理協会
- 17 (一社)家財整理相談窓口
- 20 (株)KURASHI
- 21 (NPO)介護者サポートネットワークセンター・アラジン
- 22 (一社)くらしサポート・ウィズ
- 23 (NPO)東京こうでねいと
- 24 (株)エイプレイス
- 25 (株)Cas a
- 26 (株)Best to
- 27 (NPO)豊島子どもWAKUWAKUネットワーク
- 28 (一社)包括あんしん協会
- 29 (一社)ウイズタイムハウス
- 30 (一社)コミュニティネットワーク協会
- 31 (有)アシスト
- 32 (NPO)エヌフィット
- 33 (株)陽徳不動産
- 35 (株)ふるさと
- 36 吉祥ハウジング(有)
- 37 (株)メリアコーディネート
- 38 (一社)介護グループふれあい
- 40 (社福) 大三島育徳会
- 41 (株)ホッとスペース東京
- 42 (NPO)インクルージョンセンター 東京オレンヂ
- 43 (一社)生涯現役ハウス
- 44 (株)R65
- 46 (社福)おあしす福祉会
- 48 IGOCOCHI(株)
- 49 (社福)白寿会
- 50 (一社)住まいと暮らしの相談室
- 51 (NPO)ウェルフェア中之島
- 52 (一社)HAHA
- 53 NK3(株)
- 54 (株)ディスカバリー
- 55 (株)N・フィールド
- 56 アドバンスライフプランニング(株)
- 57 (社福)有隣協会
- 58 (株)ヒルマンエステート
- 59 (NPO)グレースケア機構
- 60 (株)ハウシーズ
- 61 (株)生活クラブすまい・る
- 62 (株)東京総合地所
- 63 (NPO)いちごの会
- 64 (有)ライズ・エステート
- 65 (NPO)コクア
- 66 (株)東京福祉不動産



東京都の指定する居住支援法人の紹介



居住支援法人

サービス対象者	1 ホームネット	2 市民福祉団体全国協議会	4 悠々会	7 ささえる手	8 労協センター事業団	9 コレクティブハウジング社	10 こつ生活介護	11 せたがや福祉サポートセンター	13 生活クラブ生活協同組合	14 ビーンズ	15 東京ソテリア	16 日本賃貸住宅管理協会	17 家財整理相談窓口	20 KURASHI	21 アラジン	22 くらしサポート・ワイズ	23 東京こうでないと	24 エイプレイス	25 Casa	26 Best to	27 豊島子どもWAKUWAKUネットワーク	28 包括あんしん協会	29 ウィズタイムハウス	30 コミュニティネットワーク協会	31 アシスト	
① 低額所得者	●	●	●	●	●				●	●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
② 被災者(発災から3年以内)			●	●		●			●	●		●	●	●			●		●	●	●	●	●	●	●	●
③ 大規模災害被災者		●	●			●			●	●		●	●	●				●		●	●	●	●	●	●	●
④ 高齢者	★	●	●	●	●	●	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
⑤ 身体障害者	●	●	●	●		●			●	●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑥ 知的障害者	●	●	●		●			●	●	●		●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑦ 精神障害者	●	●	●		●			●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑧ その他障害者	●	●	●		●			●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑨ 子育て者	※1	●	●	●		●			●	●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑩ 外国人		●	●	●		●			●	●		●	●	●			●		●	●	●	●	●	●	●	●
⑪ 中国残留邦人			●			●			●	●		●						●		●	●	●	●	●	●	●
⑫ 帰国被害者等			●			●			●	●		●						●		●	●	●	●	●	●	●
⑬ 生活困窮者		●	●	●	●	●			●	●		●		●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑭ ハンセン病療養所入所者等		●				●			●	●		●						●		●	●	●	●	●	●	●
⑮ 犯罪被害者等		●	●	●		●			●	●		●					●		●	●	●	●	●	●	●	●
⑯ DV被害者		●	●	●		●			●	●		●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑰ 更生保護対象者等		●	●	●					●	●		●					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑱ 刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等		●	●	●					●			●					●		●	●	●	●	●	●	●	●
⑲ 児童虐待被害者			●	●	●		●		●	●		●					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑳ 困難な問題を抱える女性		●	●	●		●			●	●		●					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
㉑ 海外からの引揚者			●			●			●	●		●					●		●	●	●	●	●	●	●	●
㉒ 新婚世帯			●			●			●	●		●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
㉓ 原子爆弾被害者			●			●			●	●		●						●		●	●	●	●	●	●	●
㉔ 戦傷病者			●			●			●	●		●								●	●	●	●	●	●	●
㉕ 児童養護施設退所者			●	●	●		●		●	●		●					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
㉖ LGBT等			●	●	●		●		●	●		●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
㉗ UIJターン転入者			●			●			●	●		●					●		●	●	●	●	●	●	●	●
㉘ 要配慮者への生活支援者			●	●	●		●		●	●		●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

●…実施しているサービス

★…特に支援に力を入れている対象者

※ 1はひとり親世帯

居住支援法人

32	33	35	36	37	38	40	41	42	43	44	46	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	サービス対象者
エヌフィット	陽徳不動産	ふるさと	吉祥ハウジング	メリアコーディネート	ふれあい	大三島育徳会	ホツとスペース東京	インクルージョンセンター東京オレンヂ	生涯現役ハウス	R 65	あおじす福祉会	I GO CO CHI	白寿会	住まいと暮らしの相談室	ウエルフェア中之島	H A H A	N K 3	ディスカバリー	N・フィールド	アドバンスライフプランニング	有隣協会	グレースケア機構	ヒルマンエステート	ハウシーズ	生活クラブすまい・る	いちごの会	東京総合地所	ライズ・エステート	コクア	東京福祉不動産	
●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	①	
																														②	
																														③	
★	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	④	
★		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	⑤	
★		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	⑥	
★		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	⑦	
★		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	⑧	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	⑨	
		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	⑩	
																														⑪	
																														⑫	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	⑬	
																														⑭	
																														⑮	
●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	⑯	
		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	⑰	
		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	⑱	
																														⑲	
●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	⑳	
		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	㉑	
		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	㉒	
		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	㉓	
		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	㉔	
		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	㉕	
		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	㉖	
		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	㉗	
		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	㉘	

※2は60歳以上の単身高齢者、60歳未満で残置物リスクに対する賃貸用建物の所有者の不安感が生ずると認められる者

※居住支援法人名は一部省略

東京都の指定する居住支援法人の紹介



居住支援法人

	1	2	4	7	8	9	10	11	13	14	15	16	17	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	ホームネット	市民福祉団体全国協議会	悠々会	ささえる手	労協センター事業団	コレクティブハウジング社	こたつ生活介護	せたがや福祉サポートセンター	生活クラブ生活協同組合	ビーンズ	東京ソーテリア	日本賃貸住宅管理協会	家財整理相談窓口	KURASHI	アラジン	くらしサポート・ウィズ	東京こうでないと	エイプレイス	Casa	Besto	豊島子どもWAKUWAKUネットワーク	包括あんしん協会	ウェイズタイムハウス	コミュニティネットワーク協会	アシスト	
入居までの支援	A 住まいに関する相談	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	B 不動産業者・物件の紹介	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	C 内覧同行や賃貸借契約時の立会い	●	●	●		●	●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	D 支援プランの作成・必要なサービスのコーディネート	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●	●	●				●	●				
	E 緊急連絡先の引受	●	●	●		●											●					●				
	F 家賃債務の保証			●	●														●	●						
	G 事業所(法人)で借り上げて入居支援(サブリース)			●	●						●	●		●		●		●		●		●		●		●
	H シェルター等への一時的な入居支援				●						●													●		
	I 引越し時の家財整理、搬出・搬入などの支援	●		●	●	●				●		●		●	●	●				●	●	●				
入居後の生活継続支援	J 安否確認・緊急時対応(緊急通報・駆け付けなど)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	K 定期、または随時の訪問(見守り、声掛け)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	L 生活支援(家事・買い物支援等)	●	●	●	●	●		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	M 金銭、財産管理			●			●														●	●	●	●	●	●
	N 近隣との関係づくり、サロン等への参加	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	
	O 近隣や家主との間のトラブル対応			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	P 就労支援			●		●				●		●		●	●	●	●	●					●	●	●	●
	Q 死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等			●	●									●	●	●	●	●		●	●	●				
	R 残置物処理・家財処分	●		●	●	●							●				●		●	●	●	●	●	●	●	●
	S 葬儀、納骨等				●		●					●				●						●				

●…実施しているサービス内容

居住支援法人

32	33	35	36	37	38	40	41	42	43	44	46	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	サービス内容
エヌフィット	陽徳不動産	ふるさと	吉祥ハウジング	メリアコーディネート	ふれあい	大三島育徳会	ホツとスペース東京	インクルージョンセンター東京オレンヂ	生涯現役ハウス	R 65	あおじす福祉会	I GO CO CHI	白寿会	住まいと暮らしの相談室	ウエルフェア中之島	H A H A	N K 3	ディスカバリー	N・フィールド	アドバンスライフプランニング	有隣協会	ヒルマンエステート	グレースケア機構	ハウシーズ	生活クラブすまい・る	いちごの会	東京総合地所	ライズ・エステート	コクア	東京福祉不動産	
																														A	
																														B	
																														C	
																														D	
																														E	
																														F	
																														G	
																														H	
																														I	
																														J	
																														K	
																														L	
																														M	
																														N	
																														O	
																														P	
																														Q	
																														R	
																														S	

※サービス内容は他の団体と連携して実施するものを含む ※居住支援法人名は一部省略 12

**対象
エリア**

東京都全域

1 ホームネット 株式会社

法人指定:2018年5月 所在地:中野区中野
居住支援業務開始年:1991年 連絡先:0120-460560(平日月・水のみ)

不動産管理会社向けに弊社が提供している見守りサービスの提携不動産店とのネットワークを通じて、単身高齢者にも紹介可能な物件情報をお探しする方法で全国29都道府県から居住支援法人の指定を受けて高齢者の住まい確保をサポートしています。

人居相談、見守りサービス、家財整理のいずれも全国的に対応しておりますので、東京都以外への転居等をご検討の方もお気軽にお問い合わせください。

**対象
エリア**

大田区

2 NPO 法人 市民福祉団体全国協議会

法人指定:2018年5月 所在地:新宿区新宿
居住支援業務開始年:2017年 連絡先:03(6809)1091

市民協は、全国の介護・福祉系のNPO法人や団体をネットワークしている中間支援団体です。

高齢者、低額所得者、障がい者、ひとり親世帯など「住宅確保に特に配慮を要する方」の住宅確保に関するニーズは高いのに、希望の物件が見つからないなど困難事例が多くあります。

生活の基盤である住宅の確保に向けて、住宅確保要配慮者の方に寄り添いながら、住宅確保に向けたお手伝いを行っています。

**対象
エリア**

町田市

4 社会福祉法人 悠々会

法人指定:2018年6月 所在地:町田市能ヶ谷
居住支援業務開始年:2016年 連絡先:042(737)7288

住む場所にお困りの方、今すぐご相談ください。住みたいお部屋を悠悠々会が借り上げ、低廉な家賃でお貸しします。

（あんしん住宅の特長）

- ・保証人や緊急連絡先がない方でも賃貸契約が可能です。
- ・24時間見守りシステムを設置し、緊急時にはご自宅に駆け付けます。
- ・自動消火器を設置し、出火時には、初期消火に努めます。
- ・買い物物や通院、外出を支援します。
- ・日常生活の不便解消や終活に至るまで安心してご利用いただけるサービスを提案、提供します。

**対象
エリア**

練馬区、板橋区、西東京市、近隣区市

7 一般社団法人 ささえる手

法人指定:2018年6月 所在地:練馬区上石神井
居住支援業務開始年:2016年 連絡先:03(5991)6050

私たちは障がいをお持ちの方向けのグループホームの運営から始まつた法人です。

居住支援事業を始めてから多くの方々の悩みや課題と向き合ってきました。

年齢が理由でお部屋が決まらない…

身寄りがいなくて審査が通らない…

障がいの診断を受けていて一人でのお部屋探しが不安…

様々な理由でお部屋を見つけることが困難な方々へ、まずはお気軽にお問い合わせください。

不動産の有資格者がお部屋の内見から契約手続き、転居後の生活状況の見守りまで、伴走しながら支援させていただきます。

**対象
エリア**

墨田区、豊島区、板橋区

8 労働者協同組合労協センター事業団

法人指定:2018年6月 所在地:豊島区東池袋
居住支援業務開始年:2003年 連絡先:03(6907)8035

働く者の協同組合として、高齢者や障害者等の生活支援や就労支援を行ってきました。居住支援法人としてはたらくことについての相談も行っています。地域での生活には住まいの確保と同時に地域の見守りや支え合いのしくみが必要です。私たちは、地域で支え合う仕組みづくりを通じて、みんなで協同し、「ともに生き、ともに働く」地域づくりを目指していきます。

**対象
エリア**

中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区、武蔵野市、三鷹市、府中市、町田市、多摩市

9 NPO 法人 コレクティブハウジング社

法人指定:2018年6月 所在地:多摩市関戸
居住支援業務開始年:2003年 連絡先:080(9349)4004
事務連絡先:080(6660)1143

私たちは、ご本人が必要とするつながりやネットワークを持つことで、孤立しない暮らしのできる住まい・環境づくりが重要だと考えています。そのため、個々の相談者がお持ちの課題とニーズを共に整理することで、ご本人が望む暮らしにできるだけ近づけるような住まい探しをサポートしたいと考えています。

具体的な支援としては、①相談者の状況に応じた住まい探し（不動産業者の紹介・内見同行・契約立合等）②他団体が行っているつながりを持つ住まいの情報提供と団体への橋渡し③自主運営型コレクティブハウス（民間事業者）への入居コーディネート④住まいを得るために必要な行政手続き等のサポート、を行います。

対象 エリア

立川市、武藏村山市、昭島市

10 株式会社 こたつ生活介護

法人指定:2018年6月
居住支援業務開始年:2017年

私たちは介護事業と不動産事業を融合させた「社会福祉×不動産事業」として立川市を中心に地域包括ケアシステムを基本軸に捉え高齢者に特化した「居住支援」を行っております。私たちの強みは、在宅介護事業（デイサービス・ケアマネジメント）を通じ高齢者の心身の状態の変化や特性を熟知していること。また、「宅地建物取引業者（東京都知事免許）」として、住まい探しやご自宅の売却についても専門的アドバイスや実際にご依頼いただくこともできます。更に、「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」にも届出していますので、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等への入居支援も行います。尚、スタッフ全員、「高齢者住まいアドバイザー検定」の合格者ですので安心してご相談ください。

対象 エリア

世田谷区、近隣区

11 NPO 法人 せたがや福祉サポートセンター

法人指定:2018年7月
居住支援業務開始年:2008年

2000年にNPO法人となり、ささえあいのまちづくりを目指して「世田谷たすけあいネット」を2004年から始めました。困っている人・支援を必要とする人をささえる地域の仕組みはまだ足りません。居住支援制度をきっかけに、さらなる動きが拡がることを期待しています。

居住支援として行っているサービス内容は、安否確認・緊急時対応、定期、または随時の訪問（見守り、声掛け）になります。

対象 エリア

主として世田谷区

13 生活クラブ生活協同組合

法人指定:2018年9月
居住支援業務開始年:1991年

住まいの問題は、最も基本的な問題です。当生協は、家計相談・サービス付き高齢者住宅などの福祉事業及び増改築改修工事・片づけなどの住宅事業に取り組んでいます。空き家・空き室の活用を考えている方、低額所得者の方・高齢者の方・子育て中の方など住まいにお困り方、皆さんの住まいの問題を共に考え解決していきたいと考えています。

対象 エリア

千代田区、渋谷区、府中市

14 一般社団法人 ビーンズ

法人指定:2018年11月
居住支援業務開始年:2017年

当法人では、これまで渋谷区・千代田区に拠点を構え精神障がい者の就労と生活の自立を支援する福祉事業を運営してきました。居住支援の活動を通じ「障害のある方が、住みたい場所で自立した暮らしを行えるようにすること」を目指し、都心部でマンションを借りて生活することの支援を行っています。

対象 利用

江戸川区 葛飾区 江東区 墨田区 近隣区

15 NPO 法人 東京ソテリア

法人指定:2018年12月
居住支援業務開始年:2016年
所在地:江戸川区松島
連絡先:03(5879)4970
03(5879)4422

主に精神障害の方を対象に支援をおこなっているNPO法人です。これまでの居住支援のノウハウを生かし、どなたでも地域で当たり前に暮らすことのできる社会づくりに貢献をしたいと思います。行政と連携をして、地域の中で活動を展開していきます。

特に福祉サービスとの手配や連携、引っ越し前後には一人一人に寄り添ったお手伝いをさせていただきます。引っ越し後の定着支援までの一連の作業の中で、今後住もう地域での暮らしに希望を見出せるような支援をしていきます。

对象
工厂

東京都全域

16 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会

法人指定:2019年3月
居住支援業務開始年:2019年

当協会は「居住者に安全・安心・快適な住環境の提供」、「所有者の資産価値の維持・向上」、「管理者（賃貸住宅管理業者）の社会的役割・地位の確立」を目的に掲げ、賃貸住宅市場の整備・発展を図り、豊かな国民生活の実現を目指して活動しています。協会が有する賃貸管理に係る知見やノウハウを基に、入居前や入居中における住まいのお困りごとの相談対応等、支援を行っています。

**対象
エリア**

東京都全域

17 一般社団法人 家財整理相談窓口

法人指定:2019年3月 所在地:中野区中野
居住支援業務開始年:2018年 連絡先:0120(166)077

2015年に家財整理業界の健全な発展を支援し、その活動により社会貢献を行う事を目的として設立した法人で、2018年9月より居住支援法人活動を開始しました。

住み替えや退去に伴う家財整理や、放置され活用されていない家屋・部屋等に残された家財整理、また亡くなつた方の大切な遺品の整理等についてご相談を受け、適切にアドバイスをさせていただいております。

家財整理や片付け実施の具体的なご相談に際しては、直接訪問して状況を確認の上お見積り（無料）を行い、片付け実施まで一貫してお引受けします。

居住支援法人としては、「残置物処理等業務」に限定し、家財整理に豊富な経験と知識、能力のある家財整理事業者が法律を遵守し、適切な残置物処理等業務を実施します。

**対象
エリア**

東京都23区、近隣市

20 株式会社 KURASHI

法人指定:2019年6月 所在地:中央区日本橋室町
居住支援業務開始年:2015年 連絡先:03(3527)9674
居住支援専用連絡先:03(3527)9874

KURASHIは、宅地建物取引業者（不動産業者）です。

法人代表者は、福祉マネジメント修士・社会福祉士です。約二十年「住まいと老後の支援」が専門分野です。法人弁護士は、社会福祉士・精神保健福祉士・保育士等の立場もあり、高齢者や障害者の財産管理や後見業務、死後事務委任など、数多く受任しています。また、東京弁護士会 高齢者・障害者の権利に関する特別委員会・（公）東京都社会福祉士会 司法福祉委員会・文京社会福祉士会会長等の活動をしています。

「居心地の良い居場所づくり」「心が穏やかな豊かなくらし」の実現を居住支援の理念とし、多職種連携（IPW）、物件のサブリース、賃貸管理との後の支援に力を入れています。弊社で課題解決・緩和できない案件は、地域や専門分野の居住支援法人へ、つなぎます。何なりとご相談下さい。

**対象
エリア**

杉並区、新宿区、中野区、豊島区、近隣区

21 NPO 法人 介護者サポートネットワークセンター・アラジン

法人指定:2019年6月 所在地:新宿区新宿
居住支援業務開始年:2019年 連絡先:03(5368)1955

2001年の設立時より、地域で孤立しがちな高齢者や家族介護者が、地域とつながりを持つためのしくみづくりに取り組んでいます。特に地域での居場所（会やサロン）やカフェを、地元の支援者的人材育成をしながら、立ち上げと、運営支援を行い、地域のネットワーク形成に取り組んできました。

住み替えの相談支援等をする中で、生きづらさや孤立、ひきこもり、経済的困難などの課題を抱える方々に、粘り強く寄り添い、生活の支援とともに入居後は孤立することなく地域に溶け込み、終の住み処になれるよう支援しています。

**対象
エリア**

東京都全域（島しょ部を除く）

22 一般社団法人 くらしサポート・ウィズ

法人指定:2019年8月 所在地:新宿区大久保
居住支援業務開始年:2019年 連絡先:03(6233)8260

当法人では社会福祉士や消費生活アドバイザー、キャリアコンサルタント等の資格者による「くらしの相談ダイヤル」を中心とした相談業務を行っております。日々のくらしの心配や不安、生きづらさに悩む方々の相談を受けながらその解消につとめてまいりました。相談業務で培ったスキルを生かし、住まいに関する「困りごと」や住まい探しのご相談を電話やメール、面談等で伺います。ご希望を踏まえながら他の居住支援法人や不動産会社と連携しながら情報提供、マッチング、同行支援等を行います。必要な方へは行政や福祉団体と連携し、入居後も支援を必要とする方に対しては見守りを行うなど、様々な不安や問題を抱える方々をサポートしていきます。

**対象
エリア**

町田市、近隣市

23 NPO 法人 東京こうでねいと

法人指定:2019年9月 所在地:町田市能ヶ谷
居住支援業務開始年:2011年 連絡先:042(708)8803

「NPO法人東京こうでねいと」は住まいにお困りの精神障害をお持ちの方、その他、住まい探しにお困りの方への入居をサポートしております。相談は無料ですので、どうぞお気軽にご相談下さい。

一人暮らしをするまでの相談や悩み事などお聞きすることで、自立に向けてのお手伝いが出来ればと思っています。入居後は「ライフセンター」による月2回程度の訪問があり、生活相談にも乗っています。

**対象
エリア**

新宿区、中野区、北区

24 株式会社 エイプレイス

法人指定:2019年10月 所在地:中野区中野
居住支援業務開始年:2019年 連絡先:03(5287)5811

福祉先進国デンマークには「Aging in place」（住み慣れた地域で、自分らしく最期まで）という考え方があります。

わたしたちエイプレイスは、高齢者やその家族が住み慣れた地域で、自分らしく最期まで暮らせるよう、在宅介護事業や生活支援サービス等の活動を通じて、様々なサポートを行っています。

**対象
エリア**

東京都全域(島しょ部を除く)

25 株式会社 Casa

法人指定:2019年11月 所在地:新宿区西新宿
 居住支援業務開始年:2011年 連絡先:0120(97)5501

弊社は、高齢、障がい、保証人不在などの理由で居住の継続やご転居で困っているお客様などに対し、賃貸契約が終了するまで支援いたします。

賃貸契約に必要な緊急連絡先がご不在の場合などは、安否確認を行っている法人などをご提案して、賃貸契約のお手伝いをしています。

また、弊社と保証委託契約を結んだ入居者様においては、入居後の生活継続支援として、公的支援制度のご案内、食料支援、就労に関する情報提供の他、入居者様死亡時の残置物の処理等も行っています。

**対象
エリア**

東京都23区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、小金井市

26 株式会社 Best to

法人指定:2020年1月 所在地:杉並区和田
 居住支援業務開始年:2019年 連絡先:03(3382)6870

高齢者の方を中心に住宅支援を行っています。特に皆様のお部屋探しに力を入れ、自社保有物件、自社管理物件、提携先の保有・管理物件を中心にお部屋をご提供しております。生活の支援をさせていただくことも大変重要ですが、その第一歩はお住まいになるお部屋を探すところから始まるため、自社でご提供できる物件があることを当社の強みとして皆様の支援をさせていただいております。

**対象
エリア**

豊島区

27 NPO 法人 豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク

法人指定:2020年3月 所在地:豊島区池袋
 居住支援業務開始年:2020年 連絡先:050(5526)1229

当団体は2012年から活動を開始。地域の子どもを地域で見守り育知を応援するために、さまざまな居場所を地域に創出し、ネットワークを構築しています。主な事業として、池袋本町プレーパーク、子ども食堂、無料学習支援、ホームスタート、WAKUWAKUホームを運営し、親子が地域とつながり暮らせるように活動しています。それらの強みを生かし、豊島区内で「すまい」にお困りの方（特に子どもを持つ世帯など）への相談と支援を展開していきます。

**対象
エリア**

東京都23区

28 一般社団法人 包括あんしん協会

法人指定:2020年3月 所在地:豊島区駒込
 居住支援業務開始年:2020年 連絡先:03(6320)4057

おひとり様・高齢者・一人暮らし高齢者等の要配慮者に対し、安否確認から入院手続、死後の手続きまでの生涯にわたりトータルサポートの家族代行を行っています。

【支援内容】

- ・要配慮者の住まい相談、物件探し・安否確認（緊急連絡先の引受も行います）・エンディングノート保管
- ・入院時手続代行・施設探し
- ・旅立ちサポート（死後の全ての手続きを行います。（遺体引取、葬儀、火葬、埋葬、遺品整理、賃貸契約解約、公共料金解約等の事務手続））

**対象
エリア**

練馬区、近隣区市

29 一般社団法人 ウイズタイムハウス

法人指定:2020年4月 所在地:練馬区大泉学園町
 居住支援業務開始年:2020年 連絡先:03(5935)4990

本法人は2018年5月にオープンした、障害のある人、高齢の人等のためのシェアハウス「ウイズタイムハウス大泉学園」の管理運営をしてきました。その中で、住まいと生活の相談を多く受けてきたことから、2020年に居住支援法人としての指定を受けました。「ウイズタイムハウス大泉学園」を拠点にした定期的なイベントを通じて孤立防止の取り組みをしているほか、社会福祉士等、相談の経験のあるスタッフが、住まいのみならず、福祉事務所への同行や地域包括支援センター等との連携など、福祉的な生活支援、就労支援などもサポートしています。

**対象
エリア**

豊島区、八王子市、多摩市

30 一般社団法人 コミュニティネットワーク協会

法人指定:2020年5月 所在地:豊島区南池袋
 居住支援業務開始年:2019年 連絡先:03(6256)0570

当協会は、阪神淡路大震災の復興の経験を機に支えあいの必要性を感じ、100年（3世代）続くコミュニティと、地域で暮らし続けるための住まいと拠点づくりを目指して設立した法人です。

協会内の「暮らしと住まいの情報センター」では、専門相談員が生活設計に基づいた暮らしと住まいの相談を電話、面談対応し、具体的な入居に関する相談内容や困りごとを聞き、登録住宅などを紹介します。また、自らセーフティネット住宅を運営し、住宅の情報を提供とともに、暮らし方の事例などを紹介します。

地域のニーズに対し、地域資源とネットワークしながら課題解決策をはかり、住まい、コミュニティの拠点、地域で住み続けられる仕組みづくりの活動に取り組んでいます。

対象
エリア

東京都全域

31 有限会社 アシスト

法人指定:2020年6月 所在地:福生市本町
居住支援業務開始年:2019年 連絡先:042(551)8711

弊社は介護保険サービス事業所（居宅介護支援・訪問介護・通所介護）と、障がい者総合支援法のサービス事業所を併設した居住支援法人です。平成12年から、多くの利用者の方々と携わっています。しかし、介護保険と障がい者総合支援法のサービス提供だけでは、生活の安心が得られません。地域包括ケアシステムと地域共生社会の実現に向けて、社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員が、住まい探し・見守り・鍵預かり・家電や家財の処分・8050問題などの支援を行っています。これら以外、あらゆる支援も行っており、自治体や地域包括支援センターから依頼される案件が多くなりました。訪問して傾聴し、寄り添った支援の必要性を感じています。

対象
エリア

東京都23区

32 NPO 法人 エヌフィット

法人指定:2020年7月 所在地:中央区日本橋人形町
居住支援業務開始年:2020年 連絡先:03(5614)0170

当法人では、これまで中央区、江東区、市川市に拠点を構えた福祉事業所です。

主に知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者の方々に対して就労支援と生活の自立に向けたサービスを提供しています。

その他サービスとしてグループホームの運営や障がい福祉サービスに関する相談窓口としても事業を展開しています。

居住支援事業所として我々の障がいに関するノウハウを生かし、障がいをお持ちの方が地域で安心して暮らせる様に支援を行っていきたいと思っております。

対象
エリア

大田区

33 株式会社 陽徳不動産

法人指定:2020年7月 所在地:大田区南蒲田
居住支援業務開始年:2020年 連絡先:03(3734)6460

東京都大田区南蒲田にて地域密着型の不動産会社として創業47年目を迎え創業当時より周辺の町の様子は一変し生活環境は良くなり住みやすくなりました。しかし大田区も人口の高齢化が進み築年数の経過した賃貸住宅の建替えも時代の流れと共に進んできています。その流れの中で建て替えに伴う高齢者または障害者の方々の住まい探しも厳しい状況であります。

一方で賃貸住宅の貸主側の立場に立てば高齢者等の方々への入居には様々な心配も懸念されます。

そこで不動産業者でもある弊社のような居住支援法人が貸主様、借主様にとって安心して賃貸住宅に入居、または貸付けができるようお手伝いをさせて頂きます。

対象
エリア

東京都23区

35 株式会社 ふるさと

法人指定:2021年2月 所在地:台東区竜泉
居住支援業務開始年:2007年 連絡先:03(5808)5205

浅草北部「山谷」を起点に、生活困窮者への支援活動を展開する「ふるさとの会」です。

当社はグループ不動産部門として、路上生活からの脱却、社会的入院からの地域移行、刑事施設からの社会復帰などに「住まい提供」を通じて取り組んできました。

地域のなかで、安定した住居を確保し、安心した生活を実現し、社会のなかで再び役割や人としての尊厳・居場所の回復を目指すなか、長年にわたる地域や家主さんとの信頼関係によって多くの物件管理を任せています。

都内各地に「ふるさと管理アパート」300戸以上（日々増加しています）

対象
エリア

東京都全域(島しょ部を除く)

36 吉祥ハウジング 有限会社

法人指定:2021年5月 所在地:武蔵野市吉祥寺東町
居住支援業務開始年:2018年 連絡先:0422(22)1010

「見つかるまであきらめません」をモットーに30年以上、高齢者や障がい者、生活保護受給者、外国籍の方のお部屋探しと入居後のサポートを一生懸命に行ってまいりました。2018年に「高齢者・障がい者お部屋探しの窓口」を開設し、DV被害、母子世帯、被災者、難病患者、更生保護施設出身者などの住宅確保要配慮者へのサポートも本格的に開始。現在では都内全域（島しょを除く）年間300名近い方々をサポートしています。緊急連絡先のいない方への無償紹介サービスの提供や精神・身体・経済的負担がかかるよう専用車での送迎も承っております。

住宅確保要配慮者の「最後の砦」、「最終的な拠り所」として、行政、社会福祉協議会、病院、福祉団体との連携を図りながら、他ができない範囲のフォロー、隙間を埋める役割を一層充実していく所存です。

対象
エリア

東京都全域 (島しょ部を除く)

37 株式会社 メリアコーディネート

法人指定:2021年5月 所在地:中央区銀座
居住支援業務開始年:2021年 連絡先:03(6264)2784

株式会社メリアコーディネートは東京都・大阪府の2府県で居住支援法人に指定されている不動産業者です。

女性の要配慮者のみの対応を行う法人であり、緊急度合いに合わせてサブリースや管理物件への一次避難等、不動産業者だからこそできる対応が充実しております。

要配慮者は基本的に仲介手数料も不要な上、提携の保証会社や見守りサービスで継続的かつ死後事務委任等の終活にも対応が可能です。

**対象
エリア**

立川市、府中市、国分寺市、国立市、その近隣市

38 一般社団法人 介護グループふれあい

法人指定:2021年5月 所在地:立川市羽衣町
居住支援業務開始年:2021年 連絡先:042(506)0227

当法人は、2003年に結成し「どんなに重度の障がいがあつても、地域で自分らしく生活したい」という当事者の想いを実現するため、家探しや制度取得、住宅改修、引っ越し、環境整備、ヘルパー派遣等、居住支援を含め、トータルで支援を行つて参りました。

現在は、介護保険事業、相談支援事業、就労支援事業、放課後等デイサービス、グループホーム、短期入所施設、介護タクシー等の高齢者、障がい者支援事業を運営しております。

インフレが進み、ますます格差が広がりつつある昨今、支援が必要な方が、切り捨てられないよう居住支援法人の役割は重要です。

セーフティネットとしての支援を行つて参ります。

**対象
エリア**

東京都全域(島しょ部を除く)

41 株式会社 ホッとスペース東京

法人指定:2021年12月 所在地:渋谷区千駄ヶ谷
居住支援業務開始年:2016年 連絡先:03(4405)9863

「すべての人に良質な住宅を」を理念に掲げ、不動産×社会福祉の社会ベンチャー企業として住宅提供と生活サポートを行つて参ります。当社の特徴は以下3点です。

- ① 最短で相談面談の翌日に住宅提供（空室がある場合）
- 自社物件、協力法人等のネットワーク、福祉制度の活用サポートによりこのスピードを実現しています。
- ② どのような状況でも相談可能
- 物件紹介だけにとどまらず、福祉制度の検討も並行して検討し、まったく所持金が無い方、身分証がない方、高齢の方、離職の方等どのような状況でもご相談可能です。
- ③ 生活、就労、福祉手続き活用の手厚いサポート
- 住宅提供後も生活支援、就労サポート、福祉手続き支援等、広範に安定した生活の実現を手助けいたします。

**対象
エリア**

江戸川区、葛飾区、墨田区、江東区

43 一般社団法人 生涯現役ハウス

法人指定:2022年1月 所在地:江戸川区西一之江
居住支援業務開始年:2022年 連絡先:0120(467)450

当法人は、「だれでも・どこでも・いつまでも」暮らせるインクルーシブな社会へ「空き家を活用したまちづくり共創事業」を進めます。

「生涯現役ハウス」は、新しい暮らし方、働き方を実現する仕事付き高齢者住宅、単身高齢女性やひとり親家庭向けシェアハウスです。

「あんしん住宅DEPOT」は、住まいと暮らしの相談窓口として、入居相談や生活相談と共にご自宅の住替えや空き家相談に取組みます。

「あんしん住宅保証」は、入居者・大家さん共に安心・安全な住宅サービスをサブリース・サブスクモデルにより提供します。

これらにより、空き家・空き室という負のストック「負動産」を、地域に必要な資源に再生し持続可能なまちづくりに寄与します。

**対象
エリア**

世田谷区

40 社会福祉法人 大三島育徳会

法人指定:2021年9月 所在地:世田谷区鎌田
居住支援業務開始年:2021年 連絡先:03(5491)0340

社会福祉法人として、高齢者福祉と障害者福祉を担つて参ります。「地域に根差した社会福祉の実践」という理念のもと、世田谷区民の方々のために居住支援事業を行つて参ります。長年の社会福祉の経験と実績をもとに、世田谷区内の高齢の方、障害の方、低所得の方、生活保護の方など住宅の確保に困つて参る方に対する支援を行つて参ります。

- (1) 住まいの支援を行います。
 - ①住宅の確保 ②住宅の提供（当法人が借り上げた住宅を転貸）
- (2) 生活支援を行います。
 - ①見守り ②通院同行 ③行政手続き支援 ④支援機関との連携
 - ⑤悩み相談 ⑥就労支援 など

**対象
エリア**

立川市、府中市、国分寺市、国立市、その近隣市

**対象
エリア**

東京都全域(島しょ部を除く)

41 株式会社 ホッとスペース東京

法人指定:2021年12月 所在地:渋谷区千駄ヶ谷
居住支援業務開始年:2016年 連絡先:03(4405)9863

「すべての人に良質な住宅を」を理念に掲げ、不動産×社会福祉の社会ベンチャー企業として住宅提供と生活サポートを行つて参ります。当社の特徴は以下3点です。

- ① 最短で相談面談の翌日に住宅提供（空室がある場合）
- 自社物件、協力法人等のネットワーク、福祉制度の活用サポートによりこのスピードを実現しています。
- ② どのような状況でも相談可能
- 物件紹介だけにとどまらず、福祉制度の検討も並行して検討し、まったく所持金が無い方、身分証がない方、高齢の方、離職の方等どのような状況でもご相談可能です。
- ③ 生活、就労、福祉手続き活用の手厚いサポート
- 住宅提供後も生活支援、就労サポート、福祉手続き支援等、広範に安定した生活の実現を手助けいたします。

**対象
エリア**

東京都全域(島しょ部を除く)

**42 NPO 法人 インクルージョンセンター
東京オレンヂ**

法人指定:2022年1月 所在地:新宿区高田馬場
居住支援業務開始年:2011年 連絡先:03(5155)8072

当法人は、設立当初より自治体・社会福祉法人等からの生活困窮者の居住・生活・就労・学習支援等を受託してきました。これらの経験を活かし、広く支援を提供していくための居住支援法人としての下記の自主事業を展開しています。

- 「オレンヂネット」 年間75,000円（消費税含む）
- ・入居可能物件のあつせん、内見、契約同行
- ・週2回の電話（システム）による安否確認による見守り
- ・身体の不調が疑われた場合に、弊社から利用者に電話し安否確認
- ・賃貸契約中に、室内で孤立した際の原状回復工事、特殊清掃、残置物の処分の発注等の連絡調整、及びそれらの実費負担（合計50万円まで）
- ・死後事務（賃貸契約の解約、残置物の処理）の受任 等

**対象
エリア**

江戸川区、葛飾区、墨田区、江東区

43 一般社団法人 生涯現役ハウス

法人指定:2022年1月 所在地:江戸川区西一之江
居住支援業務開始年:2022年 連絡先:0120(467)450

当法人は、「だれでも・どこでも・いつまでも」暮らせるインクルーシブな社会へ「空き家を活用したまちづくり共創事業」を進めます。

「生涯現役ハウス」は、新しい暮らし方、働き方を実現する仕事付き高齢者住宅、単身高齢女性やひとり親家庭向けシェアハウスです。

「あんしん住宅DEPOT」は、住まいと暮らしの相談窓口として、入居相談や生活相談と共にご自宅の住替えや空き家相談に取組みます。

「あんしん住宅保証」は、入居者・大家さん共に安心・安全な住宅サービスをサブリース・サブスクモデルにより提供します。

これらにより、空き家・空き室という負のストック「負動産」を、地域に必要な資源に再生し持続可能なまちづくりに寄与します。

**対象
エリア**

東京都全域

44 株式会社 R 65

法人指定:2022年3月 所在地:港区赤坂
居住支援業務開始年:2022年 連絡先:050(3702)2103

株式会社R65は、65歳以上の方のお部屋探しを専門で支援する不動産会社です。全国35社以上のパートナー不動産会社と連携しながら、高齢者の方々へ年間300件以上の物件仲介を支援しております。

日本は高齢化率が高いにも関わらず、65歳以上の「住宅難民」が社会問題となっています。急な立ち退き等によるお部屋探しが増えている中で、65歳以上の4人に1人が賃貸住宅への入居拒否を経験しているというデータもあります。

私たちは物件を高齢者の方へ貸し出す際のあらゆるリスクの解決を行い、65歳以上の方が入居可能な賃貸物件を増やすことで、「いくつになつても、好きな場所に住める社会」を実現して参ります。

**対象
エリア**

江東区

46 社会福祉法人 おあしす福祉会

法人指定:2022年4月 所在地:江東区北砂
居住支援業務開始年:2022年 連絡先:070(6435)5374

「自分の町で、当たり前の暮らしがしたい」
就職したい、一人暮らしをしたい、家庭を持ちたい、誰かの役に立ちたい・・・どれも誰もが抱いていいはずの思いです。
私たち「おあしす福祉会」は、そんな利用者の思いに応えるため、江東区で初めての精神障害者のための作業所として1983年にスタートしました。障害があっても地域で当たり前に生活でき、自らの望む人生の実現に向けて歩めるよう利用者の支援を行っています。

**対象
エリア**

東京都全域(島しょ部を除く)

48 IGOCOCHI 株式会社

法人指定:2022年11月 所在地:新宿区高田馬場
居住支援業務開始年:2021年 連絡先:03(6821)1847

当法人「IGOCOCHI株式会社」は、住宅確保要配慮者の方々に「いごこち」がよい環境をご案内するため、2021年に創業いたしました。
代表が今まで培ってきた経験をもとに、単なる住まい紹介ではなく、生活に関するサポート及び引越や退去に伴うお手伝いもさせていただきます。お気軽にご相談ください。
地域の皆様と協力しセーフティネットを構築するよう取り組んでまいります。

**対象
エリア**

足立区

49 社会福祉法人 白寿会

法人指定:2023年1月 所在地:足立区扇
居住支援業務開始年:2017年 連絡先:03(3890)3357

当法人は、介護保険サービス（訪問介護・特養・ショート・デイ・住宅・地域包括等）を運営しています。「あだち住まいの相談センター」を設置し、高齢者や障がいのある方等が、馴染みの地域で安心して暮らし続けることができるよう居住支援を提供することにしました。

住まいの相談、物件の紹介、契約時の支援といった入居支援、見守りサービスや緊急通報システムの導入といった入居後の生活支援、場合により、必要な福祉サービスへつなぐことなど、サービス対象者のよりよい暮らしの実現に向け総合的に支援します。当法人が借り上げ、転貸する形での入居支援や転居後の空き家相談も承ります。是非ご相談ください。

**対象
エリア**

八王子市、日野市、国立市、多摩市

50 一般社団法人 住まいと暮らしの相談室

法人指定:2023年2月 所在地:日野市多摩平
居住支援業務開始年:2017年 連絡先:080(6765)6588

私たちは、地域包括ケアシステムを基本軸に地域共生社会の実現を目指し高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、人生の最期の時まで安心して暮らし続けられるよう行政（福祉、住宅）や社会福祉協議会、地域包括支援センター、ケアマネージャー、医療ソーシャルワーカー、民生委員等と連携して、入居前の支援（相談、アセスメント、生活支援のコーディネート、住宅の情報提供、見学同行、緊急連絡人確保、契約支援、引っ越し支援等）から入居中の支援（見守り、生活相談、緊急時対応等）そして、人生を終えた時の支援も、司法書士や行政書士、葬祭協会等と連携しサポートします。また、子育て中の方への居場所や子育て支援関連の情報提供を行います。

**対象
エリア**

東京都23区、立川市、武蔵野市、三鷹市、小金井市、国立市

51 NPO 法人 ウエルフェア中之島

法人指定:2023年4月 所在地:千代田区飯田橋
居住支援業務開始年:2023年 連絡先:090(6201)1384

私たちは、大阪を拠点として、平成6年頃から障害者の方の日中活動支援を行ってきました。最初は知的障害の方を対象としていましたが、その中には重複障害の方もあり、精神障害や身体障害の方まで支援の幅を広げてきました。また、路上生活の方を中心に一時居住支援、生活保護申請支援、生活相談支援、就労支援等を行ってきました。

東京でも大阪と同じ支援をしてほしいとの要望があり、平成15年頃から東京でも居住支援、生活保護申請支援、生活相談、就労支援を行っています。協会の炊き出しを通じた相談対応や障害者施設と連携し、支援対象者の状況に合わせた支援も行っています。

**対象
エリア**

東京都23区

52 一般社団法人 HAHA

法人指定:2023年9月 所在地:目黒区緑が丘
居住支援業務開始年:2018年 連絡先:03(6421)2760

当法人は高齢者、子育て世代、障害者等をサポートできる家事付き住宅の提供を通じて、幸福度の高いコミュニティを日本全国に増やすことを目的として2018年に設立致しました。現在は多世代ホーム運営や訪問介護サービス、障害者支援サービスなどの提供とともに、特に高齢者やシングルマザー世帯など自宅の確保に困難が伴うことが多い方々への住まいの提供に力を入れております。私たちの提案する新しい暮らし方である「多世代ホーム」は子供から高齢者までが大きな家族のように一緒に暮らせる生活スタイルです。私たちはどのような立場の人であっても安心して暮らせる住環境やコミュニティづくりを通して社会に貢献します。

**対象
エリア**

新宿区、東村山市、清瀬市、東久留米市

53 NK3 株式会社法人指定:2023年11月
居住支援業務開始年:2020年所在地:新宿区西新宿
連絡先:050(6883)4011

当法人が行う生活自立支援サービスにより、お一人で住まわれているような高齢者の方でも、安心して快適に暮らすことが出来るよう努めています。また、入居中の困りごとなども親身にサポートしています。

物件や入居者の状態を徹底して管理し、地域の自治体、法人や支援団体とも連携しながら、介護施設への入所以外の選択を支援して参ります。

**対象
エリア**

東京都全域

54 株式会社 ディスカバリー法人指定:2024年2月
居住支援業務開始年:2016年所在地:杉並区高円寺
連絡先:03(5305)6128

物件を所有している家主に対し居住支援法人の活動を幅広く伝え、住宅確保に困難とされている方への住居の提供を促進します。

どなたでも平等かつ円滑に住宅が選べる社会を目指します。

**対象
エリア**

東京都全域(島しょ部を除く)

55 株式会社 N・フィールド法人指定:2024年2月
居住支援業務開始年:2024年所在地:品川区西五反田
連絡先:03(5989)0507

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進、主に精神疾患をお持ちの方に対し住まいの提供を行っています。また地域で安全、安心な暮らしが出来るよう、当社の訪問看護と連携し入居後の生活をサポートします。更に地方公共団体や福祉事務所、医療機関とも連携し見守りを強化し、自立に向けたサポートを行っています。

具体的な支援の体制としては、入居相談から物件紹介、案内、契約の締結、入居後の管理対応までワンストップでサービスを提供しており、住宅探しに不安な方でも安心してご利用頂けるシステムとなっております。住みたい地域で暮らす権利の実現を目指します。

**対象
エリア**

東京都全域(島しょ部を除く)

**56 アドバンスライフプランニング
株式会社**法人指定:2024年3月
居住支援業務開始年:2024年所在地:世田谷区太子堂
連絡先:03(3410)3888

私たちは「今と、その先のありがとうへ」の理念のもと、おひとりさま高齢者に対し、高齢者等終身サポート事業を行っています。

家族に代わるサポートとして、生前からご逝去後まで総合的に以下のサービスを提供しています。

身元保証:緊急連絡対応(24時間体制)、入退院手続き、高齢者施設入居手続き、ご逝去時の身元引受など

生活サポート:様々な生活支援(買い物・病院同行、各種相談対応など)

死後対応:葬儀、火葬、納骨、各所届出・連絡、供養、墓じまいなど

住替え支援:高齢者施設・住み替え先不動産の検索・案内・契約支援など

不動産売買:住み替えに伴うご自宅の買取り又は仲介及び家財処分
遺言作成支援:連携先専門家をご紹介し、遺言作成支援を行います。

創業以来10年以上に渡り培ってきた豊富な経験と様々なネットワークを活用し、お一人さまの安心した老後生活と叶えたい想いの実現を致します。

**対象
エリア**

大田区

57 社会福祉法人 有隣協会法人指定:2024年10月
居住支援業務開始年:2017年所在地:大田区仲六郷
連絡先:03(6424)8122

有隣協会は戦後間もない1950年から生活困窮者の救済を目的として設立され、以来「すべての人が健全で安らかな生活を送る」ための支援を、施設近隣の皆様のご協力・ご理解を得ながら進めてまいりました。

2017年からは居住支援により注力し、住まいの確保に関する支援と見守りなどの生活支援を一体的に提供するとともに、家主に対しては空き部屋を貸しやすい環境を整える。また、日常の自立生活に不安のある低所得高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるサービスを提供していきます。

**対象
エリア**

足立区、葛飾区、荒川区、北区

58 株式会社 ヒルマンエステート法人指定:2025年5月
居住支援業務開始年:2006年所在地:足立区竹の塚
連絡先:03(5831)3141

弊社は、主に足立区を中心に賃貸、売買、不動産管理業務を行っていました。賃貸業務におきまして、お客様の状況が低所得者、高齢者の生活困窮者の方が非常に多く親切丁寧に対応し成約までの業務をこなしていました。後に、足立区の「あだちお部屋さがしサポート事業」に参加する事になり今までの経験を活かして足立区と連携をして業務に当たっております。

今後は、東京都、足立区と行政から情報を連携し住宅確保に関しより一層お役に立てるよう努力していく所存です。

**対象
エリア**

三鷹市、武蔵野市、調布市、杉並区、世田谷区

59 NPO 法人 グレースケア機構

法人指定:2025年5月
所在地:三鷹市下連雀
居住支援業務開始年:2024年
連絡先:0422(70)2805

私たちグレースケアは2008年に創立、訪問介護事業から始まり、現在は民家を使ったデイサービス、ケア付きシェアハウス、訪問看護、ひとり親支援等、子どもから高齢者まで幅広いケアサービスで安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。

- ①不動産仲介業者の紹介から住まい探しまで行います。お部屋の賃貸契約は、グレースケアが法人で契約をすることもできます。
- ②ご入居後は、定期訪問や見守りを行い、生活上のお困りごと等の相談に対応します。
- ③買物や通院介助等の支援も必要に応じて提供することができます。

**対象
エリア**

東京都全域

60 株式会社 ハウシーズ

法人指定:2025年5月
所在地:品川区大井
居住支援業務開始年:2025年
連絡先:03(3778)9881

高齢だから、生活保護を受けているから、障害があるから等の理由でなかなかお部屋が見つからない方のお部屋探しと入居サポートを行っています。

特に品川区、大田区を主としていますが、都内全域を幅広く対応いたします。

東京都の居住支援指定業者として、安心したお住まいの確保に全力でお手伝いさせていただきます。

行政、居住支援協議会との連携を図りながら、迅速な対応とサポートを提供していきます。

**対象
エリア**

東京都内全域(主として世田谷区、杉並区、調布市、府中市、国分寺市、町田市)

61 株式会社 生活クラブすまい・る

法人指定:2025年5月
所在地:世田谷区赤堤
居住支援業務開始年:2023年
連絡先:03(5451)8005

当社は、新築、改修、引越し、片付けなど住宅関連の業務を行っています。その取組みのなかで、住まいにお困りの方、空家の相談などに取組んできました。私たちの居住支援の取組対象エリアは、都内全域ですが、主として世田谷区、杉並区、調布市、府中市、国分寺市、町田市となります。

対象となる方は、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、一人親世帯です。対象の方の住まいのサポート以外にも、家計相談、就労支援、見守りなどを通じて暮らし方全般の支援に取組んでいます。

**対象
エリア**

世田谷区、狛江市、調布市、町田市

62 株式会社 東京総合地所

法人指定:2025年7月
所在地:世田谷区喜多見
居住支援業務開始年:2023年
連絡先:03(5932)3707

当居住支援法人は、世田谷区に事務所を置き、宅地建物取引業を得て、居住確保要配慮者の方々の相談から入居後までと広くフォローしております。街の不動産屋に、お部屋探しに行って少し話をしただけで断られた方、ほとんど相手にしていただけなかった方等いらっしゃると思います。

しかし、どんな方でも受け入れてくれるオーナー／貸主はいます。

「私たちの使命は居住に悩んでいる借主と貸主を結ぶことです！」

住まいのサポートの相談員として、長く活動し、確かな実績を持っています。住宅確保が困難な方々の住まいに関するお悩みを解決します。

ぜひご相談下さい。

**対象
エリア**

東京都全域

63 NPO 法人 いちごの会

法人指定:2025年7月
所在地:東久留米市本町
居住支援業務開始年:1998年
連絡先:042(476)4115

当会は、高齢者住宅「こもれび」シリーズの運営を通して、高齢者が安心して暮らせる生活環境と、ご入居者同士が自然に関わり合えるコミュニティの形成をサポートしてまいりました。その他にも訪問介護事業や生活困窮者を対象とした軽費老人ホームの運営、認知症高齢者を対象とした認知症高齢者グループホームの運営、認可保育園の運営等行っておりますが、利用者やそのご家族から、多くの住まいに関する相談を受けてまいりました。住まいに関する支援を必要としている方々に、安心して生活を送ることができるよう活動いたします。

**対象
エリア**

中野区、練馬区、板橋区、江戸川区、足立区、八王子市、小平市、日野市、多摩市、国分寺市、狛江市

64 有限会社 ライズ・エステート

法人指定:2025年9月
所在地:中野区東中野
居住支援業務開始年:2020年
連絡先:03(5843)8703

保証人がいない、初期費用がない、無職などの理由で住まい探しに困難を抱える方々に対し、当法人は保証会社の審査不要・初期費用無料・連帯保証人不要という自社完結の仕組みで入居前から安心をサポートします。さらに、家具・家電・寝具を無償提供し、入居したその日から安心して暮らしを始められる環境を整えます。

住まいの確保だけでなく、福祉制度の活用支援や入居後の継続的な見守りにより、安定した生活を継続できるよう住宅確保要配慮者を支援します。

65 NPO 法人 コクア

法人指定:2025年9月 所在地:世田谷区鎌田
居住支援業務開始年:2015年 連絡先:03(6453)2304

本法人は、2015年1月にNPO法人として設立しました。設立以前から精神障害者（主に依存症）を対象とした自立準備ホーム、サポート型シェアハウスの管理運営をしてきました。現在では、シェアハウスの他、障害福祉サービスの自立訓練（生活訓練）施設やグループホームの管理運営をしています。

その中で対象者も広がり、支援内容も多岐に渡るようになりましたが、これらの経験が評価され、2025年9月に居住支援法人として指定を受けることが出来ました。

スタッフは、社会福祉士、精神保健福祉士、宅地建物取引士等の専門知識があるものの他、ピア（当事者）スタッフがあり、安心感はもちろん、フレンドシップを感じて頂けるサービスの提供を行っています。

66 株式会社 東京福祉不動産

法人指定:2025年9月 所在地:葛飾区水元
居住支援業務開始年:2021年 連絡先:03(5876)4717

高齢者および住宅確保要配慮者が安心して居住できる環境を整備し、住まいの確保と生活支援を提供することを目的とする。特に、保証人不在や経済的困難を抱える方々に対し、住宅の斡旋や生活支援を行い、地域社会の福祉向上に貢献する。

都内の居住支援協議会の紹介



※本パンフレットに掲載されている内容は令和7年10月時点のものです。

最新の情報については、各居住支援協議会にお問い合わせいただくか、ホームページをご確認ください。



千代田区居住支援協議会

(平成28年7月設立)

(事務局) 千代田区保健福祉部福祉総務課
03-5211-4210



相談場所	千代田区役所、地域包括支援センター等の各窓口	対象者	(1) 千代田区内に居住している方 (2) 高齢者等の住まい探しにお困りの方 (3) 自立した日常生活が営める方
対応日	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時まで	連絡先	03-5211-4210

■不動産店等との協力事業など

●高齢者等住み替え相談窓口

「立ち退きにあって新しい住まいが必要」「収入が下がり、今の家賃が支払えない」等の理由により民間賃貸住宅へ住み替えたいが、不動産店に行っても高齢を理由に断られるなど、住まい探しにお困りの方の相談に、千代田区、不動産店、高齢者あんしんセンター、居住支援法人等が連携して応じます。

港区居住支援協議会

(令和6年11月設立)

(事務局) 港区街づくり支援部住宅課
03-3578-2289



相談場所	港区役所各担当窓口	対象者	高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯
対応日	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時まで	連絡先	03-3578-2289

■不動産店等との協力事業など

●民間賃貸住宅の紹介

現在の住まいから住み替えが必要であるのにもかかわらず、新たな住まいが見つからず困っている高齢者世帯等を対象に、不動産関係団体と協力して民間賃貸住宅を紹介します。

■要配慮者に直接関わる取組

●入居費用の一部助成

転居の理由が自己の責めによらない立ち退きによるもので、本事業で紹介を受けた港区内の民間賃貸住宅と賃貸借契約を結んだ場合は、入居費用の一部を助成します。

●債務保証会社の紹介

保証人がいない場合等に、区と協定を締結している債務保証会社を紹介します。

●債務保証会社の初回保証委託料の助成

本事業で、区内の民間賃貸住宅と賃貸借契約を結ぶ際に、債務保証会社を利用する場合は、初回保証委託料を助成します。

新宿区居住支援協議会

(令和2年2月設立)

(事務局) 新宿区都市計画部住宅課
03-5273-3567



相談場所	新宿区役所住宅課窓口	対象者	高齢者、障害者、ひとり親、 低額所得者等住宅確保要配慮者
対応日	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時まで	連絡先	03-5273-3567

<住宅相談事業を利用する場合>

相談場所	新宿区役所住宅課窓口	対象者	高齢者、障害者、ひとり親、 低額所得者等住宅確保要配慮者
対応日	第1～第4木・金曜日 午後1時から4時まで 予約制	連絡先	03-5273-3567

■不動産店等との協力事業など

- ・保証会社のあっせん・保証料助成、残存家財整理費用等保険料助成の申込み手続の協力
- ・上記住宅相談へ不動産業団体から相談員の派遣
- ・高齢者等に物件情報を提供し、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する「住み替え促進協力店」を不動産業団体が指定

■要配慮者に直接関わる取組

- ・居住支援協議会の構成団体が実施している住まい探しから入居中や退去時に至るまでの各種支援を紹介する「新宿区居住支援サービスガイド」を作成、配布
- ・保証会社のあっせん・保証料助成、残存家財整理費用等保険料助成
- ・取壊し等の立退き世帯に区内での住み替え居住を支援



相談場所	文京区福祉住宅サービス	対象者	高齢者、障害者、ひとり親世帯
対応日	随時	連絡先	03-5803-1238

■不動産店等との協力事業など

- ・住まいの協力店…不動産関係団体の推薦を受けた区内不動産店を「住まいの協力店」として登録し、高齢者等への民間賃貸住宅に関する情報の提供、住まいに関する相談対応、「すまいる住宅」の登録手続や入居資格認定者の入居の仲介を行います。
- ・すまいる住宅登録事業…高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅を区に登録し、「住まいの協力店」を通じて高齢者等に紹介します。区が入居資格認定した高齢者等が登録住宅に入居した場合、住宅オーナーに謝礼を支払います。
- ・住み替え相談会…区内の民間賃貸住宅に住み替えを希望する方を対象に相談会を開催します。相談員は、不動産関係団体が派遣する宅地建物取引士です。

■要配慮者に直接関わる取組

- ・移転費用等助成事業…民間賃貸住宅に居住する高齢者等が、立ち退き要求を受けている、又は住環境を改善するために区内の民間賃貸住宅に転居する場合、移転費用及び転居前後の家賃の差額を助成します。
- ・すみかえサポート事業…連帯保証人が確保できないため区内民間賃貸住宅への住み替えが困難な高齢者等に、区が協定を締結した民間保証会社の債務保証サービスを紹介するとともに、要件を満たす方に保証料の一部を助成します。
- ・あんしん居住制度助成事業…(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターのあんしん居住制度を利用する高齢者等のうち要件を満たす方に、初回事務手数料の一部を助成します。



相談場所	台東区役所 住宅課窓口	対象者	台東区内に居住していて、在宅で生活が営める以下の世帯
対応日	月曜日～ 金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (電話での相談も可)		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯 ・障害者世帯 ・ひとり親世帯

連絡先 03-5246-1468

■不動産店等との協力事業など

(上記) 住宅確保要配慮者向けの入居相談窓口

民間賃貸住宅へ入居を希望しているが、住宅探しに困っている高齢者、障害者、ひとり親世帯を対象に不動産関係団体と協力して住宅探しの相談を行います。

■要配慮者に直接関わる取組

●立ち退き等に伴う転居費用の助成 (高齢者等住み替え居住支援)

自己の都合や責任によらない理由により立ち退きを受け、区内の民間賃貸住宅から区の別の民間賃貸住宅に転居した高齢者、障害者、ひとり親世帯の方に対して、支払った転居費用（礼金、仲介手数料、引越費用）を助成します。
(上限15万円)

●家賃債務保証会社の利用に伴う保証料の助成 (高齢者等家賃等債務保証)

区内の民間賃貸住宅に転居する際、高齢者、障害者、ひとり親世帯の方が家賃債務保証会社を利用した場合に支払った初回保証料の2分の1を助成します（上限額：単身世帯2万円、2人世帯3万円、3人以上世帯4万円）。



相談場所	墨田区役所住宅課窓口	対象者	全ての住宅確保要配慮者
対応日	月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで (祝日・年末年始を除く)	連絡先	03-5608-2816 (直通)

■不動産店等との協力事業など

すみだすまい安心ネットワーク事業

墨田区高齢者等住宅あっせん事業

墨田区高齢者等家賃等債務保証制度

■要配慮者に直接関わる取組

●すみだすまい安心ネットワーク事業による支援

・住宅のマッチング

・家賃低廉化補助、家賃債務保証料低廉化補助等による経済的支援

・居住支援法人等による居住支援策の提供（住宅相談、不動産同行支援、安否確認、見守り、家財整理等）



※お部屋探しサポート事業（平成29年7月～）として実施

■相談対応状況・不動産店等との協力事業など

<区役所で相談する場合>

相談場所	江東区役所住宅課窓口	対象者	高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯
対応日	毎週火曜日午後1時から3時15分まで	連絡先	03-3647-9473
その他注意事項	事前予約制		

<協力不動産店に相談する場合>

相談場所	各協力不動産店(相談前に区役所住宅課窓口に申請書を提出してください。)	対象者	高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯
対応日	店舗営業時間中いつでも	連絡先	03-3647-9473
その他注意事項	まずは江東区役所住宅課窓口で申請書を提出してください（申請済証を発行します）。 申請済証をお持ちになり、江東区内の協力不動産店でご相談ください。		

■要配慮者に直接関わる取組

上記相談の結果、契約成立時に一定基準以下の所得の世帯に契約金の一部を助成（家賃の1か月分、上限8万円）

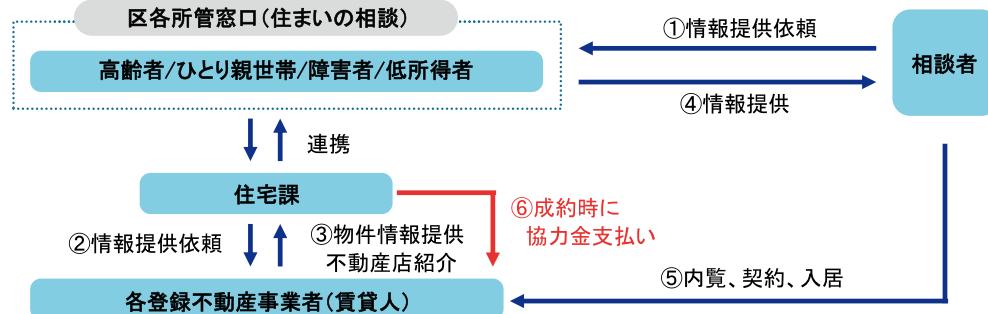
上記相談の結果、民間保証会社と保証契約を結んだ際の保証料の一部を助成（保証料の半額、上限2万円）



■不動産店との協力事業など

【住宅確保要配慮者入居促進事業】

ご自身で住まい探しをすることが困難な高齢者、ひとり親世帯、障害者、低所得者を対象に、不動産事業者と連携した民間賃貸住宅のあっせんを行います。この仕組みを利用し入居に至れば、賃貸住宅オーナーと不動産事業者に対して協力金をお支払いいたします。※不動産事業者の方は、事前に登録が必要となります(要件あり)。



相談場所	品川区役所各担当窓口	対象者	高齢者、ひとり親世帯、障害者、低所得者で、区内に引き続き2年以上居住していること等
対応日	平日午前8時30分から午後5時まで	連絡先	03-5742-6777

■要配慮者に直接関わる取組

●居住支援セミナー等の開催

住宅セーフティネット制度の概要や先進的な事例を学べるセミナーを賃貸住宅オーナー及び不動産事業者等向けに実施します。



相談場所	目黒区役所2階 福祉の総合相談窓口	対象者	高齢者、障害者、子育て世帯など、様々な事情によりお住まいにお困りの方
対応日	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時まで	連絡先	健康福祉部福祉総合課住まいの相談 03-5722-7237

■要配慮者に直接関わる取組

●居住支援セミナーの開催

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の入居促進を図るとともに、居住支援協議会の取組等を周知するため、賃貸住宅オーナー、不動産事業者、福祉事業者等を対象に実施

●居住支援のしおりの配布

入居前、入居中、退去時までの主な支援やサービスを紹介する「目黒区居住支援のしおり」の作成、配布



相談場所	住宅・空家相談窓口 (大田区役所7階 建築調整課住宅政策担当内)	対象者	区内に1年以上居住する以下のいずれかに該当する世帯 高齢者、障がい者、ひとり親、外国人、生活保護受給者、低額所得者など
対応日	平日午前8時30分から午後5時まで (土日・祝日・年末年始を除く。)	連絡先	03-5744-1343
その他注意事項	物件紹介は行っていない。		

■不動産店等との協力事業など

不動産団体と協定締結し、協力不動産店リストの作成及び提供

**■要配慮者に直接関わる取組****●住宅確保支援事業**

条件を満たす者に対して、以下のサービスの加入費及び利用料の一部を助成

①保証会社加入費

②緊急連絡先代行サービス利用料（保証会社利用時に記載できる緊急連絡先がない場合に、認定NPO法人を紹介）

③緊急通報サービス利用料

④入居者死亡保険加入費（残存家財（遺品）の整理、居室内修繕、清掃（原状回復）、空き家になったことによる逸失家賃の損害を補償内容に含むもの）

●立退き等に伴う転居費用の助成

条件を満たす者に対して、転居先の区内民間賃貸住宅の契約に要する仲介手数料、礼金、権利金の一部を助成

●居住支援セミナー等の開催

住宅確保要配慮者への理解促進や居住支援協議会の取組等を周知するため、関係者や賃貸住宅オーナー・不動産事業者等を対象に開催



相談場所	世田谷区役所 都市整備政策部居住支援課	対象者	高齢者、障害者、ひとり親世帯等
対応日	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで	連絡先	03-5432-2499
その他注意事項	下記「お部屋探しサポート」、「保証会社紹介制度」のご利用については、 住まいサポートセンターへ 電話03-6379-1420		

■不動産店等との協力事業など**●お部屋探しサポート**

世田谷区内在住の高齢者、障害者、ひとり親世帯等に、世田谷区内の民間賃貸住宅の空き室情報を提供します。

（予約優先。毎週木、第1～4火・金曜日）

●保証会社紹介制度

世田谷区内在住2年以上の高齢者、障害者、ひとり親世帯に世田谷区と協定を締結した保証会社をご案内し、民間賃貸住宅への入居を支援します。

初回利用に限り保証料相当額の半額（2万円が限度）を区が助成します（生活保護受給世帯は除く。）

●協力不動産店一覧の公開

お部屋探しにお困りの方が身近な不動産店でご相談できるよう、世田谷区ホームページにて不動産団体の協力店一覧を公開しています。

■要配慮者に直接関わる取組**●住まい見守り・補償サービス初回登録料補助制度**

世田谷区内在住の満60歳以上の方もしくは障害者の方が単身で区内転居される際、区と協定を締結した民間事業者が提供する入居中の安否確認と死亡時の費用補償がセットになったサービスに加入する場合、初回登録料を区が補助します。



協力店一覧（区ホームページ）



相談場所	渋谷区住宅政策課居住支援係	対象者	区内在住の高齢者、障がい者、子育て世帯、低額所得者等住宅確保要配慮者
対応日	隨時	連絡先	03-3463-1848

■不動産店等との協力事業など

●協力不動産店の紹介

区内の住み替え物件がなかなか見つからない高齢者・障がい者・ひとり親世帯の方に対し、高齢者等であることのみを理由として物件探しを断らないよう区が依頼した不動産店（協力不動産店）を紹介します。

●高齢者住まい安心サポート

区と協定を締結している居住支援法人が実施する安否確認や死亡時の費用補償などがセットになった入居促進サービスの利用者に、初回登録料を補助します。

●賃貸借契約までの同行支援

高齢や障がい等によりご自身での物件探しが難しい方に対して、区と協定を締結している居住支援法人が賃貸借契約までの同行支援を実施します。

■要配慮者に直接関わる取組

●債務保証料補助

保証人が見つからぬために、区内の民間賃貸住宅への住み替えが困難となっている高齢者世帯等が、国土交通省に登録している保証会社を利用した場合に、初回保証料を50,000円を上限に補助します。

●立ち退きに伴う住み替え家賃補助

区内の民間賃貸住宅などにお住いの高齢者・障がい者・ひとり親世帯の方が、立ち退きを求められて区内の別の民間賃貸住宅に住み替える必要がある場合に、住み替え後の家賃と転居費用の一部を補助します。



相談場所	行政及び構成団体各窓口	対象者	住宅確保要配慮者
対応日	各対応窓口受付時間内 協力不動産店営業時間内	連絡先	03-3228-5564

その他注意事項 行政及び構成団体各窓口で相談対応しているが、問合せがある場合は居住支援協議会事務局まで

■不動産店等との協力事業など

- ・協力不動産店の登録・紹介※区の事業
- ・住み替え住宅の情報提供※区の事業
- ・協議会ホームページ内の「支援マップ」へ協力不動産店の店舗情報掲載



■要配慮者に直接関わる取組

- ・あんしんすまいパック利用助成 ※区の事業
 - ・家賃債務保証サービス利用等助成 ※区の事業
 - ・あんしん居住サービス利用助成 ※区の事業
 - ・協議会ホームページ作成
 - ・合同相談会
 - ・居住支援セミナー
 - ・協議会ステッカー貼付
- (協議会構成団体及び協力不動産店の各窓口に貼付)



相談場所	杉並区都市整備部住宅課窓口 (杉並区役所西棟5階1番窓口)	対象者	杉並区内在住の高齢者世帯、ひとり親家庭、障害者世帯、子育て世帯、災害被害者、犯罪被害者、DV被害者
対応日	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時まで	連絡先	03-5307-0661

■不動産店等との協力事業など

●高齢者等アパートあっせん事業

取り壊し、立ち退きの要求、その他の理由で、新たにアパート等をお探しの方に、入居支援制度に協力している不動産店の紹介や、住宅に関する情報提供を行います。

■要配慮者に直接関わる取組

●仲介手数料・家賃等債務保証料の一部助成 (上限金額、支給要件あり)

●高齢者等入居支援事業

親族等がいない高齢者（単身者）や障害者（単身者）が事前に預託金を杉並区社会福祉協議会に支払うことにより、葬儀の実施や残存家財等撤去を実施します。他に、高齢者（単身者）の見守りサービス（無料）があります。



相談場所	豊島区役所4階 福祉部自立支援担当課 入居相談グループ	対象者	区内在住の住宅確保要配慮者
対応日	月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分	連絡先	03-3981-2683

■不動産店等との協力事業など

※豊島区として対応

●高齢者等民間賃貸住宅入居支援事業に関する協定 ※豊島区として締結 ●居住支援に係る包括連携に関する協定 ※豊島区として締結

- ・公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会第四ブロック豊島区支部
- ・公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部豊島文京支部
- ・一般社団法人 全国保証機構
- ・ホームネット株式会社
- ・公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会第四ブロック豊島区支部
- ・公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部豊島文京支部

●としま居住支援バンクに関する覚書

- ・公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会第四ブロック豊島区支部
- ・公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部豊島文京支部

■要配慮者に直接関わる取組

●居住支援団体登録制度の実施 (平成28年10月～)

居住支援事業に取り組んでいる団体と広く連携するための団体登録制度。としま居住支援バンクの登録物件への入居あっせん等の活動に対して経費を助成する。住宅確保要配慮者に対する住まいさがしの支援、入居の支援、生活の支援、各種相談、その他住まいの確保に係る支援を、豊島区居住支援協議会と協働して行う。

- ・登録団体 令和7年3月時点 16団体

●としま居住支援バンクの設立 (平成26年2月～)

住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進や区内の空き家・空き室活用の促進を図るため、住宅確保要配慮者向けの空き家、空き室を登録し、マッチングを実施 令和4年12月 新システムがオープン

としま居住支援バンク

誰もが安心して住み慣れた地域に
暮らし続けられるためのとしま居住支援
ガイドブック

●普及啓発事業の推進

としま居住支援バンク登録促進のため、ホームページやガイドブック等による情報発信や、不動産店へのヒアリングを実施

としま居住支援ガイドブック





相談場所	北区役所まちづくり部住宅課	対象者	住宅確保要配慮者
対応日	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時まで	連絡先	03-3908-9203

■不動産店等との協力事業など

- 住宅ストックの活用に係る包括連携に関する協定 **※北区として締結**

(公社) 東京都宅地建物取引業協会第九ブロック、(公社) 全日本不動産協会東京都本部城北支部

■要配慮者に直接関わる取組

- お部屋探しサポート事業（よりそい型）

区内の民間賃貸住宅をお探しの住宅確保要配慮者に対して、区の登録を受けた協力居住支援法人がお部屋探しのサポートをします。

- お部屋探しサポート事業（おしらせ型）

区内の民間賃貸住宅をお探しの高齢者世帯、ひとり親世帯、多子世帯に対して、区の登録を受けた協力不動産店を通じ無料で物件の情報提供を行います（自立して日常生活が送れること等の要件があります。）。

- セーフティネット住宅改修費補助事業

セーフティネット住宅（専用住宅）の所有者等に対し、当該住宅の改修工事に要した費用の3分の2を補助します（限度額：100万円 [バリアフリー改修工事等の特定工事を含む場合は200万円]）。

- セーフティネット住宅家賃低廉化補助事業

セーフティネット住宅（専用住宅）の賃貸人に対し、当該住宅の家賃の一部を補助します（限度額：一戸当たり4万円／月 [原則10年間]）。

- パンフレット作成・配布

居住支援協議会や居住支援事業の内容等を周知するため、賃貸住宅をお探しの方・入居中の方向け及び賃貸住宅のオーナー向けの2種類のパンフレットを作成・配布しました。



相談場所	荒川区役所各担当窓口	対象者	住宅確保要配慮者
対応日	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時まで	連絡先	荒川区防災都市づくり部住まい街づくり課 03-3802-4454

■要配慮者に直接関わる取組

- セーフティネット住宅改修費補助事業

セーフティネット住宅（専用住宅）の所有者等に対し、当該住宅の改修工事に要した費用の3分の2を補助します（限度額：100万円 [バリアフリー改修工事等の特定工事を含む場合は200万円]）。

- セーフティネット住宅家賃低廉化補助事業

セーフティネット住宅（専用住宅）の賃貸人に対し、当該住宅の家賃の一部を補助します（限度額：一戸当たり4万円／月 [原則10年間]）。

- 高齢者住宅契約貸主助成事業

高齢者の方と新たに賃貸借契約を結んだ貸主の方が、借主の方の万が一に備えて、補償保険（残存家財の片付け費用、葬儀費等を補償する保険）に加入した場合、保険料を補助します（年度ごとに一戸当たり1.5万円を限度）。

- 高齢者民間賃貸住宅入居支援事業

連帯保証人を立てられないために債務保証制度を利用した場合、初回保証料及び更新保証料等の一部を助成します（年度ごとに5万円を限度）。

- 高齢者住み替え家賃等助成事業

良質で防災上にも優れた住宅に転居する場合や取り壊し等により立ち退きを求められている高齢者世帯の方に、転居後の家賃の差額等を助成します（月額4万円を限度）。ただし、転居前の相談が必要です。

- ひとり親世帯等民間賃貸住宅入居支援事業

区内の民間賃貸住宅への入居の際に、保証人が見つからず保証会社を利用するひとり親家庭に対し、保証会社に支払う保証料を補助します（限度額5万円）。当制度の利用者が、賃貸借契約の更新をする場合の更新保証料も対象となります（限度額5万円 ※更新は4回まで）。



相談場所	板橋区都市整備部住宅政策課 (板橋区役所北館5階14番窓口)	対象者	民間賃貸住宅への入居を希望する 高齢者等の住宅確保要配慮者
		連絡先	03-3579-2186
対応日	住まいの相談窓口「板橋りんりん住まいのネット」を設置 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前8時30分から午後5時まで		

■不動産店等との協力事業など

- 高齢者等世帯住宅情報ネットワーク

(公社)東京都宅地建物取引業協会第九ブロック及び(公社)全日本不動産協会東京都本部城北支部の協力により、民間賃貸住宅の情報を提供

■要配慮者に直接関わる取組

- 家賃等債務保証支援事業

保証人が見つからない高齢者等に、板橋区と協定を結んだ民間保証会社と家賃などの債務保証委託契約を結ぶことで、入居を円滑に進められる。

- リーフレットの作成・配布

住まいのお困りの状況にあった居住支援サービスを紹介するリーフレットの作成・配布をする。

- 居住支援セミナー（大家セミナー）

賃貸住宅のオーナーのほか、管理会社に向けた居住支援の理解と協力を促すためのセミナーを開催する。



相談場所	練馬区建築・開発担当部住宅課 練馬区福祉部生活福祉課 練馬総合福祉事務所 光が丘総合福祉事務所 石神井総合福祉事務所 大泉総合福祉事務所	対象者	区内在住の高齢者、障害者、ひとり親家庭、 生活困窮者 ※区内在住の親族近隣への転入を 希望する場合は区外在住でも可
		連絡先	03-5984-1289 (住宅課管理係直通)
対応日	午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝を除く）予約不要		

■不動産店等との協力事業など

- 練馬区住まい確保支援事業に関する協定

- ・公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会第九ブロック練馬区支部
- ・公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部練馬支部

- 家主への補助金の支給

区の事業を通じ、住宅確保要配慮者と賃貸契約を締結した家主に6万円の補助金を支給する。

住まい探しでお困りの方へ
(練馬区ホームページ)



©2011 練馬区ねり丸

■要配慮者に直接関わる取組

- 練馬区住まい確保支援事業（情報提供事業）

希望条件に基づき民間賃貸住宅の空き室情報を協定団体に照会し、該当物件の紹介を行う。

- 練馬区住まい確保支援事業（伴走型支援事業）

高齢者等で、ご自身だけでは契約や転居の手続きができない方等を対象に、物件調査、内見や契約手続への同行等を区が委託した居住支援法人が実施する。

- セーフティネット専用住宅への改修費補助事業

- セーフティネット専用住宅への家賃低廉化補助事業

- 住まいサポーター

生活困窮者の相談窓口である生活サポートセンターに「住まいサポーター」を配置し、不動産への同行や入居後の見守り支援などを実施する。

- 転宅費用助成

低廉な家賃の住宅等へ転宅する生活困窮世帯等に対し、転居に要する費用（上限40万円）を助成する。

- 保証料助成

保証人が見つからない高齢者世帯等に対し、民間保証機関と賃料や残置家財の撤去費用等の保証契約を結び、同機関へ支払った保証料の4分の3（上限3万円）を助成する。



相談場所	足立区役所 住宅課	対象者	足立区内で転居を希望する住宅確保要配慮者
対応日	窓口開庁時間内に随時対応 (予約不要)	連絡先	03-3880-5963 (直通)
その他注意事項	窓口にて条件を確認後、毎月第2・第4月曜日（休日の場合は翌営業日）にてお部屋紹介		

■不動産店等との協力事業など

(公社) 東京都宅地建物取引業協会第三ブロック足立区支部

(公社) 全日本不動産協会東京都本部城東第一支部

あだちお部屋さがしサポート事業

■要配慮者に直接関わる取組

上記事業を利用された単身高齢者で、かつ対象となる方に入居時の一時費用助成あり



相談場所	住環境整備課住宅運営指導係 (葛飾区役所新館3階307番窓口)	対象者	葛飾区内の民間賃貸住宅へ転居を希望される住宅確保要配慮者
対応日	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時まで 住み替え相談は月・水・金 午前9時から午後5時まで	連絡先	03-5654-8353 住み替え相談専用：03-5654-6428

■不動産店等との協力事業など

民間賃貸住宅への住み替えを検討している方のご相談をお受けしています。葛飾区から協力不動産店へ物件情報の照会をいたしまして、ご紹介できる物件があつた際にご相談者様へ協力不動産店から電話連絡をいたします。



■要配慮者に直接関わる取組

【家賃債務保証料の助成】

葛飾区内在住1年以上の高齢者・障害者・ひとり親世帯を対象に、区内の民間賃貸住宅に転居する際に、区が認める財団等が行う「家賃債務保証制度」を利用する場合、支払った初回分の保証料（上限3万円）を助成します。

【あんしん民間賃貸住宅補償料の助成】

葛飾区内在住の高齢単身者を対象に、区内の民間賃貸住宅に転居する際にホームネット株式会社が提供する、電球の点灯と消灯（直近16時間検知）による安否確認及び死亡時の補償サービスを利用される際の初回登録料と月額利用料を助成します。



相談場所	福祉推進課住宅係 窓口	対象者	住まいに関するお困りの方
対応日	随時／住み替え相談会不定期開催	連絡先	03-5662-0517

■不動産店等との協力事業など

(公社) 宅地建物取引業協会江戸川区支部が実施する「熟年者に親切な店協議会」に加盟している不動産店を紹介し、住宅確保要配慮者の住まい探しを支援します。



■要配慮者に直接関わる取組

●住み替え相談

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への住み替えを支援する相談会を実施しています。

住宅に関する相談に加え、生活に関する相談もお受けし、必要に応じて各種サービスをご案内します。

（※予約制・不動産団体より相談員を派遣）

●都営住宅・区営住宅の申込書作成サポート

都営住宅・区営住宅への申込みにあたり、事務局職員が窓口で相談対応や申込書作成をサポートします。

（※対応は、ご用意いただいた募集案内の記載内容の範囲内となります。）

●民間賃貸住宅家賃等助成（※区事業）

取り壊し等により新たに民間賃貸住宅へ転居した高齢者・障害者・ひとり親世帯の方を対象に、以下の費用を助成します。

詳しい条件等はお問い合わせください。

- ・転居前後の家賃差額（上限2万円）
- ・礼金・仲介手数料（転居一時金）
- ・契約更新料（家賃差額相当）、更新手数料

八王子市居住支援協議会

(平成28年2月設立)

(事務局) 八王子市まちなみ整備部住宅政策課
042-620-7260



相談場所	八王子市まちなみ整備部住宅政策課	対象者	住まい探しにお困りの方
対応日	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時まで	連絡先	042-620-7260

<住宅相談会>

相談場所	八王子駅南口総合事務所・生涯学習センター 南大沢分館	対象者	住まい探しにお困りの方
対応日	年6回	連絡先	042-620-7260
その他注意事項	住宅部局・福祉部局・不動産店が相談に応じる。(事前予約制)		

■不動産店等との協力事業など

居住支援協力店の登録・公開 (平成29年4月～)

住宅確保要配慮者の入居の相談に対応する不動産店を「居住支援協力店」として登録し、ホームページで公開



立川市居住支援協議会

(令和3年9月設立)

(事務局) 立川市 市民部 住宅課
042-528-4384



相談場所	立川市役所3階打合せコーナーほか	対象者	住宅確保要配慮者、家主
対応日	毎週木曜日 (祝日、年末年始除く) の午後3 コマ① 13:30～14:15 / ② 14:45～ 15:30 / ③ 16:00～16:45	連絡先	居住相談窓口 「みんなの住まいサポートたちかわ」 042-520-8006
その他注意事項	事前予約制 (前日までに電話・FAX)、1日3組まで (申込順)		

■不動産店等との協力事業など

居住相談窓口と連携し、住宅確保要配慮者の入居相談に対応する立川市または立川市に隣接する市に所在する不動産店を「不動産協力店」として登録し、立川市ホームページで公開



■要配慮者に直接関わる取組

【居住支援セミナーの開催】

住宅セーフティネット制度の周知、普及・啓発を目的とした居住支援セミナーを開催

【パンフレット・チラシの配布】

居住支援協議会、居住相談窓口、不動産協力店、居住支援法人の活動内容等を周知するためのパンフレット・チラシを作成、配布

武蔵野市あんしん住まい推進協議会 (居住支援協議会)

(令和4年12月設立)

(事務局) 武蔵野市都市整備部住宅対策課
0422-60-1905



相談場所	都市整備部住宅対策課窓口	対象者	武蔵野市内在住の住宅確保要配慮者
対応日	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時まで	連絡先	0422-60-1905

■不動産店等との協力事業など

住宅確保要配慮者の住まい探しに協力する不動産店を協力不動産店として登録し、入居支援事業として、協力不動産店の紹介を行う。

■要配慮者に直接関わる取組

【住宅確保要配慮者向け】

- ・協力不動産店の紹介
- ・伴走支援事業者を派遣 (内見同行など一部のみ)
- ・家賃債務保証会社を紹介し、保証委託料を一部助成
- ・電話、訪問による見守りを実施 (月1回程度)

【賃貸住宅所有者向け】

- ・緊急通報装置費用の助成
- ・原状回復、家賃損失に備える保険に市が加入
- ・残置物処理費用の一部助成
- ・バリアフリー改修費の一部助成



相談場所	三鷹市役所	対象者	市内に1年以上お住まいの高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、低所得者世帯など
対応日	毎月第1・3・5火曜日 (祝日、年末年始を除く)	連絡先	三鷹市都市再生部住宅政策課 0422-29-9704
その他注意事項		要予約	

■不動産店等との協力事業など

「みたか住まい探しサポート」の中で、協力不動産店に物件を紹介いただいている。



相談場所	府中市社会福祉協議会窓口 (ふれあい会館 2F)	対象者	市内在住または市内の住宅をお探しの高齢者、障害者、子育て家庭など、様々な事情により住まい探しにお困りの方
対応日	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前9時から午後5時まで 事前予約制	連絡先	府中市社会福祉協議会まちづくり推進係 042-334-3040

■不動産店等との協力事業など

住宅確保要配慮者の住まい探しに協力する不動産店を「府中市居住支援協議会不動産事業者協力店」として登録し、ホームページで公開



相談場所	調布市役所 2階 市民ロビー相談室	対象者	高齢者、障害者、子育て家庭など、 様々な事情によりお住まいにお困りの方
対応日	第1・3・5木曜開庁日 午後1時15分から4時10分まで	連絡先	調布市都市整備部住宅課 042-481-7988
その他注意事項	相談窓口の事業名称は「調布市住まいぬくもり相談室」(利用時は上記連絡先へ事前予約)		

■不動産店等との協力事業など

「調布市住まいぬくもり相談室」の中で、協力不動産店に物件を紹介いただいている。

■要配慮者に直接関わる取組

- ・民間賃貸住宅仲介支援事業 (平成29年4月～)
市内の民間賃貸住宅へ転居する際に、協力不動産等事業者の仲介を利用した場合にその費用を助成 (上限額6万4千円)
- ・民間賃貸住宅家賃等債務保証支援事業 (平成29年4月～)
市内の民間賃貸住宅へ転居する際に、保証人となる方がいないことにより転居先の住宅の確保が困難となっている方に対し、民間保証会社を利用する際の費用を助成 (上限額3万2千円)



相談場所	住まいの電話相談窓口 (社会福祉法人悠久会)	対象者	高齢者、障がい者、子育て家庭など、様々な 事情によりお住まいにお困りの方
対応日	平日午前8時30分から午後5時まで (祝日、年末年始を除く)	連絡先	050-5526-1681

小金井市居住支援協議会

(令和4年4月設立)

(事務局) 小金井市都市整備部まちづくり推進課住宅係
042-387-9861



相談場所	小金井市社会福祉協議会窓口	対象者	住宅確保要配慮者 小金井市内に居住する者（小金井市外から小金井市内に転入する者を含む。）
対応日	予約制 ※予約の際に日程を調整	連絡先	042-386-0295

■不動産店等との協力事業など

小金井市居住支援協議会の趣旨に賛同し、小金井市居住支援相談窓口と連携して、適切な支援を行う市内の不動産事業者を協力不動産店として登録している。（協力不動産店のマークは別添資料のとおり）



小平市居住支援協議会

(令和7年4月設立)

(事務局) 小平市健康福祉部福祉政策課
042-346-9537



相談場所	小平市福祉会館ほか	対象者	高齢者、障がい者、低額所得者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者や支援者など住まい探しにお困りの方
対応日	毎週水曜日（4枠）事前予約制 (祝日、年末年始を除く)	連絡先	小平市社会福祉協議会こだいら生活相談センター 042-349-0151

日野市居住支援協議会

(平成29年3月設立)

(事務局) 日野市まちづくり部都市計画課
042-514-8371



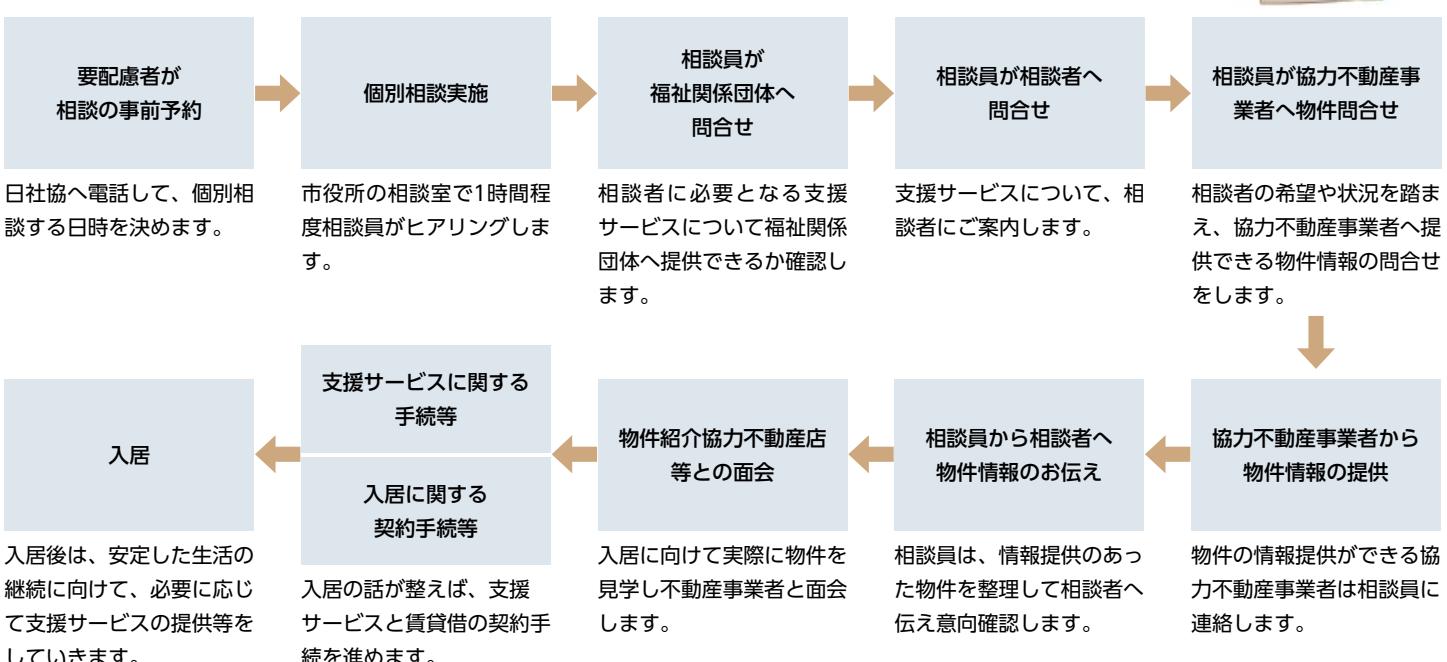
※あんしん住まいの日野事業（平成30年6月～）として実施

■相談対応状況・不動産店等との協力事業など

相談場所	日野市役所会議室	対象者	高齢者、障害者、低額所得者、ひとり親家庭などの住宅確保要配慮者
対応日	毎週木曜日 午後 4組	連絡先	050-3537-5765
その他注意事項	予約制。日野市社会福祉協議会（日社協）へ委託		

《相談業務の流れ》

この相談業務を通じて、要配慮者の方が入居に至るまでの対応の流れの一例です。





相談場所	狛江市福祉保健部福祉政策課	対象者	高齢者、障がい者、子育て家庭など
対応日	原則毎月第1火曜日 (3枠) 予約制	連絡先	狛江市福祉保健部福祉政策課 03-3430-1240

■不動産店等との協力事業など

「住まい探しの相談窓口」の中で、協力不動産店に物件を紹介いただいている。

相談場所	居住支援相談窓口 (駅近隣施設内)	対象者	市内在住の住宅確保要配慮者
対応日	月曜日～金曜日 午前9時～午後6時まで 土曜日 午前9時～午後5時まで (祝日、年末年始を除く)	連絡先	042-401-8640
その他注意事項	要事前予約		

■不動産店等との協力事業など

お部屋探しサポート協力店制度（居住支援相談窓口と連携して住宅確保要配慮者の住まい探しに協力してくれる不動産事業者を協力店として登録。協力店は相談窓口からの部屋探しの依頼に協力）



愛称	住まいサポートあきる野	対象者	住宅確保要配慮者 あきる野市内に居住する者（あきる野市外からあきる野市内に転入する者を含む。）
相談場所	あきる野市役所会議室	連絡先	都市整備部住宅政策課 042-558-1111 (内線 2721)
対応日	毎週火曜日 (祝日・年末年始を除く) 1回目：午前9時30分～午前10時30分 2回目：午前10時45分～午前11時45分 3回目：午後1時～午後2時 4回目：午後2時15分～午後3時15分	その他注意事項 事前予約制	

■不動産店等との協力事業など

住宅確保要配慮者の住まい探しに協力する不動産店を「住まいサポートあきる野」協力不動産店として登録し、ホームページで公開



相談場所	西東京市役所 住宅課窓口	対象者	西東京市内にお住まいで、 住宅探しでお困りの方 (高齢者・障害者・低額所得者等)
対応日	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時まで	連絡先	042-420-2742
その他注意事項	転居先は、原則として市内の物件とする。		

■不動産店等との協力事業など

●民間賃貸住宅への入居・居住継続支援事業

住宅探しでお困りの住宅確保要配慮者からの相談を受け、協定先の不動産関係団体又は委託先の居住支援団体へ依頼し、
民間賃貸住宅（アパート等）の情報提供及び内見同行、契約手続等のサポートを行う。

また、その際に保証人が見つからない方に対しては、保証委託契約をあっせんする。

※保証会社のみをお探しの方については、情報提供を行う。

■要配慮者に直接関わる取組

●保証委託料・初期費用・少額短期保険料・見守りサービス利用料の助成制度

要件を満たす方に対し、上記の費用の一部を助成する。

●住宅確保要配慮者居住支援事業

委託先の居住支援団体が必要に応じて住宅確保要配慮者の自宅等を訪問し、居住支援を行う。

●普及啓発事業

啓発用リーフレットの配布

居住支援セミナーの実施

●サービス付き高齢者向け住宅の情報提供

住宅確保要配慮者のニーズに応じて情報提供を行う。

●セーフティネット専用住宅への改修費補助事業

●セーフティネット専用住宅への家賃低廉化補助事業



居住支援に活用できる様々な制度



※令和7年10月時点の情報

賃貸住宅へ入居する際の連帯保証人をお探しの方への支援策

家賃債務保証制度

(一財)高齢者住宅財団 TEL.0120-602-708

高齢者世帯等が賃貸住宅に入居する際に、財団が入居中の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担うことにより、入居を支援する制度です。

対象住宅

財団と家賃債務保証制度の利用に関する基本約定を締結している賃貸住宅

対象世帯

- 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯、解雇等による住居退去者世帯
- 住宅セーフティネット法に基づく登録住宅入居者世帯
- 住宅セーフティネット法に基づく認定住宅入居者世帯

保証の対象、保証限度額

保証の対象	保証限度額
(1) 滞納家賃（共益費・管理費を含む）	月額家賃の12か月分に相当する額
(2) 原状回復費用及び訴訟費用	月額家賃の9か月分に相当する額

保証料

2年間の保証の場合、月額家賃の35%

今後の生活に不安を感じている高齢者の方への支援策

あんしん居住制度

(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター TEL.03-5989-1784

以下のサービスにより、住み慣れた住宅・住み続けたい地域でのあんしん生活を支える制度です。

(1) 見守りサービス	住宅に設置する「生活リズムセンサー」「緊急通報装置」「携帯用ペンダント」により24時間安否を見守ります。
(2) 葬儀の実施	亡くなった場合に、死亡診断書の提出、火葬（埋葬）許可書の受理及び火葬を行います。
(3) 残存家財の片付け	亡くなった後に、住宅内に残された家財（貴重品以外）の片付けを行います。

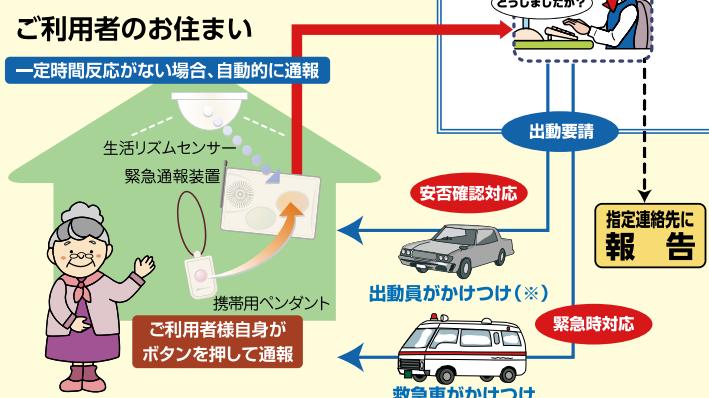
⇒高齢者等とその家族、大家さんなどの不安を解消します。

※これらのサービスは、単独でも、それぞれのサービスを組み合わせても利用できます。

※料金については、預かり金タイプ（一括払い）のほかに月払いタイプがあります（要件あり）。

見守りサービス

利用者の住まいから、受信センターへの通報と駆け付けの仕組み



※安否確認を行う出動員は、専門の教育課程を修了し、緊急時における対処法の知識がありますので安心です。

経済的自立と生活の安定を図りたい方への支援策

生活福祉資金の貸付

(社福) 東京都社会福祉協議会

区市町村社会福祉協議会へ
ご連絡をお願いします。

低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯に対して、福祉資金等の貸付と必要な相談支援を行っています。

また、失業等により日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の建て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行う「総合支援資金」があります。「総合支援資金」では、区市町村が実施する住居確保給付金（家賃補助）の申請者であれば住宅入居費（敷金、礼金等）なども貸付の対象となります。

このほか、低所得の高齢者世帯を対象に不動産担保型生活資金の貸付も行っています。

※資金の貸付相談、申込みは区市町村社会福祉協議会で行っています。

高齢者等に対する入居支援、生活支援等を検討している区市町村への支援策

生活支援付すまい確保事業

都(福祉局) TEL.03-5320-4045

事業概要

住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居住支援協議会等を活用して、すまいの確保と見守り等生活支援を一体的に提供する区市町村の取組を支援します。

【実施主体】区市町村（社会福祉法人、民間団体等に委託又は助成して実施することができる。）

【都補助額】区市町村当たり800万円

【事業期間】平成27年度～（令和元年度以降は地域福祉推進区市町村包括補助事業で実施）

事業内容

- 空き家・空き室などを活用した低廉な住宅の情報提供及び入居支援
- 入居者への安否確認などの生活支援の継続実施
- 対象者：一定の支援があれば自立生活が可能な高齢者など
- 住宅：昭和56年6月以降に着工した建築物で、消防法等に適合し、床面積が原則16m²以上
(住宅セーフティネット制度における登録住宅・居住サポート住宅は除く)
- 住宅改修及び設備改修：空き家・空き室の状況に応じて一戸当たり100万円まで

TOKYOチャレンジネット(住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業)

都(福祉局) TEL.03-5320-4072

住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊まりしながら不安定な就労に従事する者や離職者に対して、生活支援、居住支援、就労支援、資金貸付を行う事業

空き家を利活用した居住支援を検討している区市町村への支援策

空き家利活用等区市町村支援事業

都(住宅政策本部) TEL.03-5320-5148

詳細や最新の情報は東京都
空き家情報サイトをご覧ください



空き家の解決に役立つ情報をまとめた
空き家ガイドブックもご利用ください



終身建物賃借制度

都(住宅政策本部) TEL.03-5320-4967

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、都道府県知事等の認可を受けた事業者が、借家人が生きている限り存続し、死亡時に終了する（賃借権が相続されない）1代限りの賃貸借契約を結ぶことができる制度

民間賃貸住宅への入居支援等を行っている居住支援法人への支援策

居住支援協議会等活動支援事業

(居住支援法人が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の立上げ等に対する支援に関する事業)

国(国土交通省) TEL.03-5253-8111



詳細や最新の情報は国土交通省ホームページをご覧ください

居住支援協議会に対する支援策

居住支援協議会等活動支援事業

(居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の立上げ等に対する支援に関する事業)

国(国土交通省) TEL.03-5253-8111



詳細や最新の情報は国土交通省ホームページをご覧ください

国の補助の対象にならない場合は…

区市町村居住支援協議会活動支援補助金 都(住宅政策本部) TEL.03-5320-4919

「居住支援協議会」の活動に対する都の補助

【対象の事業】(国庫補助金の対象となるものを除く)

- ① 区市町村居住支援協議会が行うセミナー・研修会の開催、パンフレットの作成、住宅確保要配慮者の需要調査、その他広報・普及啓発に資する活動(設立年度を含む3年間に行われるもの)
- ② 区市町村居住支援協議会が行う以下の活動
 - ・東京ささエール住宅(専用住宅)として登録を促進するもの
 - ・民間賃貸住宅への入居支援として、登録協力不動産店制度や、総合的な相談窓口・相談会などの取組を推進するためのもの
 - ・民間賃貸住宅への入居支援として、都指定居住支援法人及び区市町村居住支援協議会構成員と連携して行う取組を推進するためのもの
 - ・その他、区市町村居住支援協議会の活動の活性化に資する活動として認められるもの
- ③ 区市町村居住支援協議会の設立に向けた活動

【補助金額】

補助対象事業に要する費用の額の2分の1又は100万円のいずれか低い額(ただし、人件費は除く)

※③については、補助対象事業に要する費用又は100万円のいずれか低い額。最大3年間

高齢者住まい・生活支援伴走支援及び広報啓発事業

国(厚生労働省) 各区市町村の福祉担当部署へご連絡をお願いします。

自立した生活を送ることが困難な高齢者を対象に、空き家等を活用した住まいの支援や見守りなどの生活支援を行う事業や、これらの取組を広域的に行うための仕組み作りを支援するための事業

生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金)

国(厚生労働省) 各区市町村の福祉担当部署へご連絡をお願いします。

- ・離職ややむを得ない休業等により住居を失った又はそのおそれがある生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、有期で家賃相当額を支給
- ・同一の世帯に属する者の死亡や離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮して住居を失った又はそのおそれがある者で、家計の改善のために新たな住居の確保を必要とする者に対して、転居費用相当分を支給

生活保護制度(住宅扶助)

国(厚生労働省) 各区市町村の福祉担当部署へご連絡をお願いします。

生活保護受給世帯に、賃貸住宅の家賃等の費用(実額・上限あり)を支給する制度

障害者差別解消法及び東京都障害者への理解促進 及び差別解消の推進に関する条例

法令の概要

「障害者差別解消法」は、障害のある人もない人も相互に尊重し合い、共に生きる社会を目指し、行政機関及び民間事業者に対し「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。不動産業関係の事業者は、国土交通省が作成した「対応指針（ガイドライン）」に基づいて、適切に対応することが求められます。

また、都は、社会全体で障害者への理解を深め、差別を無くす取組を一層推進するため、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を制定しました。

都条例のポイント

(1) 合理的配慮の提供の義務化

民間事業者の「合理的配慮の提供」について、差別解消の取組を一層進めるため、障害者差別解消法の改正に先立ち、義務としています。

障害者差別解消法		都条例	
行政機関	民間事業者	行政機関・民間事業者	
不当な差別的取扱い	禁止	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	義務※	義務

(※障害者差別解消法の改正により、令和6年4月1日から、事業者による合理的配慮の提供が法的義務となりました。)

(2) 紛争解決の仕組みの整備

相談支援を行っても解決が見込めない事案について、調整委員会で、あっせんを行うことができます。
また、あっせんによっても解決しない場合、勧告・公表を行うことができます。

(3) 広域支援相談員の設置

東京都に広域支援相談員を設置し、障害者差別に関する相談を、障害者や民間事業者などから受け付けます。

具体例（不動産業関係）

※これに限られるものではありません。

【不当な差別的取扱い】

- ・物件一覧表に「障害者不可」と記載する。
- ・物件広告に「障害者お断り」として入居者募集を行う。

【合理的配慮の提供】

- ・障害者の求めに応じ、バリアフリー物件等、障害者が不便と感じる部分に対応している物件があるかを確認する。
- ・障害者が物件を探す際、最寄り駅から物件までの道のりを一緒に歩いて確認する。

(資料)「障害者差別解消法に基づく対応指針」(国土交通省)

関連制度の紹介

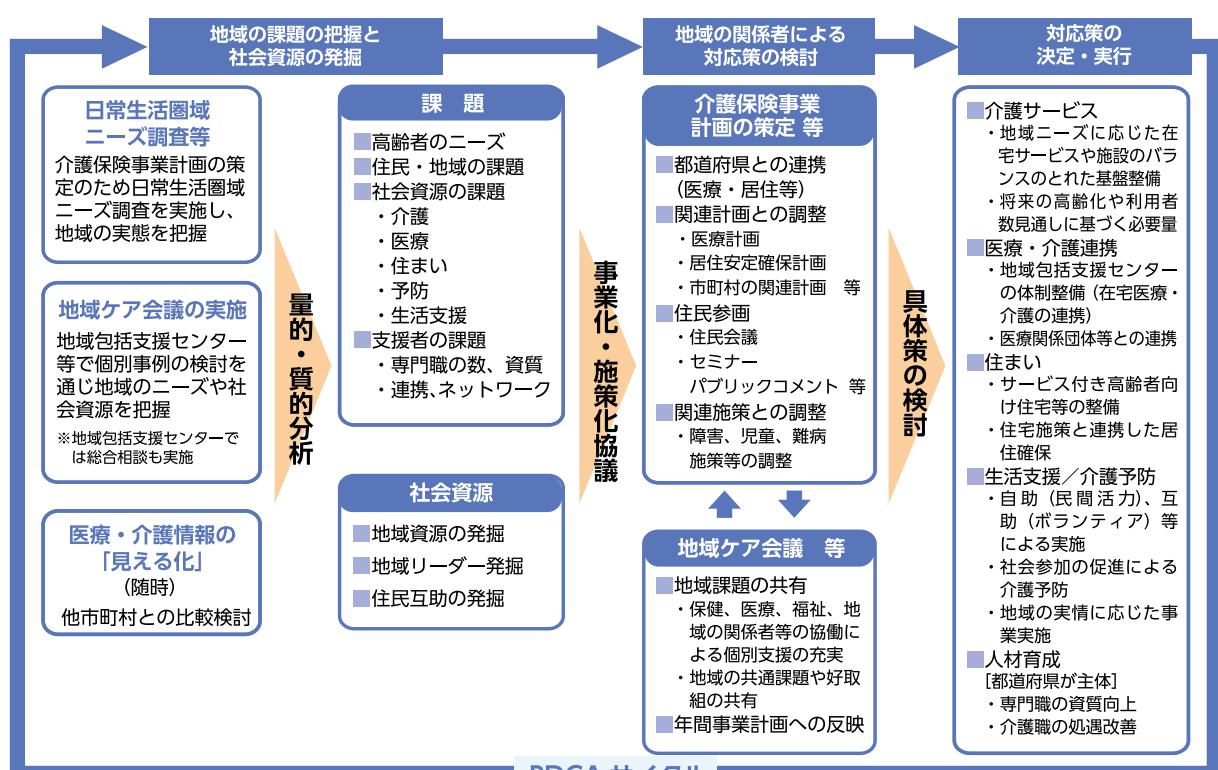
地域包括ケアシステム

都では、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進を目指しています。



（資料）「東京都高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）」

◆市町村における地域包括ケアシステム構築のプロセス（概念図）



PDCAサイクル

（資料）「地域包括ケアシステム（厚生労働省）」より作成



住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会について

編集・発行 東京都居住支援協議会事務局
(東京都住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課)
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
都庁第二本庁舎13階

電 話 03-5320-4919

印 刷 株式会社 上野印刷所

登録番号(7)40

石油系溶剤を
含まないインキを
使用しています。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

